

令和 4 年

三重県議会定例会会議録

(2 月 28 日)
(第 5 号)

第 5 号
2 月 28 日

令和4年

三重県議会定例会会議録

第5号

○令和4年2月28日（月曜日）

議事日程（第5号）

令和4年2月28日（月）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 議案第4号及び議案第56号
〔委員長報告、討論、採決〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第4号及び議案第56号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	50名		
1	番	川口	円
2	番	喜田	健児
3	番	中瀬	信之
4	番	平畑	武
5	番	石垣	智矢
6	番	小林	貴虎
7	番	山本	佐知子
8	番	山崎	博

9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助
13	番	藤 根	正 典
14	番	小 島	智 子
15	番	野 村	保 夫
16	番	木 津	直 樹
17	番	田 中	祐 治
18	番	野 口	正 弘
19	番	倉 本	崇 道
20	番	山 内	道 明
21	番	山 本	里 香
22	番	稻 森	稔 尚
23	番	濱 井	初 男
24	番	森 野	真 治
25	番	津 村	衛 野
26	番	杉 本	熊 三
27	番	藤 田	宜 昭
28	番	稻 垣	昭 義
29	番	石 田	成 生
30	番	村 林	聡 人
31	番	小 林	正 富
32	番	服 部	孝 栄
33	番	谷 川	豊 尚
34	番	東	隆 尚
35	番	長 田	英 介
36	番	奥 野	智 広
37	番	今 井	

38	番	北川	裕之
39	番	日沖	正信
40	番	舟橋	裕幸
41	番	三谷	哲央
42	番	中村	進一
43	番	津田	健児
44	番	中嶋	年規
45	番	青木	謙順
46	番	中森	博文
47	番	前野	和美
48	番	山本	教和
49	番	西場	信行
50	番	中川	正美
51	番	舘	直人
欠席議員	1名		
12	番	田中	智也

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂三	雅人
書記(事務局次長)	畑中	一宝
書記(議事課長)	前川	幸則
書記(企画法務課長)	小野	明子
書記(議事課課長補佐兼班長)	佐竹	宴
書記(議事課班長)	平井	利幸
書記(議事課主査)	中西	孝朗

会議に出席した説明員の職氏名

知事	一見	勝之
----	----	----

副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
防災対策部長	野 呂 幸 利
戦略企画部長	安 井 晃
総 務 部 長	高 間 伸 夫
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	中 山 恵 里 子
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	山 口 武 美
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	島 上 聖 司
県土整備部長	水 野 宏 治
最高デジタル責任者	田 中 淳 一
デジタル社会推進局長	三 宅 恒 之
医療保健部理事	中 尾 洋 一
環境生活部廃棄物対策局長	増 田 行 信
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日 出 夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田 浩 一
雇用経済部観光局長	小見山 幸 弘
県土整備部理事	真 弓 明 光
企 業 庁 長	喜 多 正 幸
病院事業庁長	長 崎 敬 之
会計管理者兼出納局長	森 靖 洋
教 育 長	木 平 芳 定

公安委員会委員
警察本部長

村田典子
佐野朋毅

代表監査委員
監査委員事務局長

伊藤隆
紀平益美

人事委員会委員
人事委員会事務局長

北岡寛之
山川晴久

選挙管理委員会委員長

中西正洋

労働委員会事務局長

中西秀行

午前10時0分開議

開 議

○議長（青木謙順） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（青木謙順） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。50番 中川正美議員。

[50番 中川正美議員登壇・拍手]

○50番（中川正美） おはようございます。伊勢市選挙区選出、自由民主党会派中川正美でございます。

質問に入る前に、先週、ロシア軍がウクライナ侵攻との衝撃的なニュースが飛び込んでまいりました。非常に残念なことであります。日本や本県への影響も重要な関心事ではありますが、ウクライナ侵攻によりまして、何と云っても貴い人の命が奪われていることに心が痛みます。

プーチン大統領は、黒帯の柔道家であります。柔道とは、礼に始まり、礼に終わる。礼節を重んじ、精力善用、自他共栄の精神を貫くものであります。世の中の役に立つことに能力を使い、互いに信頼し、助け合うことができれば、自分だけでなく、世の中も人も共に栄えることができるという意味であります。

私は、伊勢地区の柔道の会長を務めさせていただいておりますが、こうした柔道精神の下、世界が平和を取り戻すことを願わずにはられません。

それでは、質問に入ります。

一見知事は、これまで政策集をはじめ、9月に知事に就任した以降もメディアをはじめ様々な場面で、観光産業の振興が三重県にとって重要な施策である旨、発言されています。

現在、策定を進めております新しいビジョンは、2030年を見据えた長期のビジョンとして、一見知事の思いが込められた計画になるものと考えているところであります。知事の注力される観光振興がどのように位置づけられるのか、私としても非常に期待するとともに、注目しています。

私の地元であります伊勢志摩地域は、御承知のように20年に一度の神宮式年遷宮やその翌年のおかげ参りなどにおいて、歴史的にも、これまで多くの旅人を受け入れ、もてなしてきた地域であります。そういったおもてなしの文化や地域性は、県が進めます観光振興においても非常に重要なものであり、県内観光産業の発展にもつながってきております。

次期神宮式年遷宮は、新しいビジョンが見据える2030年に程近い2033年であり、2025年には山口祭、2026年にはお木曳などの諸行事も執り行われ、いよいよ第63回神宮式年遷宮に向けての機運が盛り上がってくる状況を迎えます。今から式年遷宮に向けた準備を、県をはじめ関係市町が取り組んでいくことが重要になってきております。

神宮式年遷宮は、全国から三重県に注目が集まる大きなチャンスであるとともに、前回の神宮式年遷宮には、1400万人を超える方が神宮に訪れていただいたように、国内外から本県への誘客を図る三重県観光にとって大きな

チャンスと考えています。

県におきましても、この神宮式年遷宮のチャンスを生かし、グローバルな視点を持って、国内外に対し、積極的に情報発信、誘客促進を行っていただければと思っております。

そこで、2033年の次期第63回神宮式年遷宮に向けて、県としてどのような観光戦略を打ち出していくのか、知事に質問させていただきたいと思えます。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）やみえ元気プラン（仮称）でお示しをさせていただいております、まだ概要版ではありますけれども、観光産業は、三重県にとって今後の三重県を発展させていく重要な切り札であり、発展の鍵であります。こういうふうに申し上げているものがございます、その観光資源の中でも、伊勢神宮というのは、非常に大きな資源だと考えています。

一生に一度は、お伊勢さんに行きたい。東京に勤務しているときにも、そういう声をよく聞きます。この間、伊勢神宮に行ってきた。とつてもよかった。森厳な気持ちになりましたという声も聞いております。

前回の議員から御指摘にもありましたが、2013年の第62回神宮式年遷宮の際にも、多くの方が全国から集まっています。

歴史をひもときますと、お伊勢参り、おかげ参りという言葉もありましたけれども、江戸時代に一大ブームとなりましたし、御師の方々が全国に散って行って、伊勢に観光客を、当時、今で言う観光客ですね、を集めてくると。これは、旅行代理店の先駆けであるとも言われています。そういう伊勢を大きく、伊勢神宮を大きく観光の目玉の一つとして打ち出して、三重県に多くの観光客に来ていただくというのは、一つのやり方だと思っております。

2033年、第63回の神宮式年遷宮が予定されています。このときに、多くの観光客に来ていただくように準備していかないとはいけません。2025年の山口祭、もっと言うとお木曳の行事はもう非常に目立ちますので、これをアピールしていくということが重要でありまして、国、日本だけではなくて外国の

方にも伊勢神宮のよさを打ち出していくことも必要だと思っています。そのときには、2025年に予定されています大阪・関西万博、これもいい機会として使っていかなきゃいけないと思いますし、2027年に予定されています東京―名古屋間のリニア中央新幹線の開業、そういった機会も使いながら伊勢神宮だけではなくて、三重県のよさをどんどんと外に向かって発信していくことも必要です。また、今、時系列で申し上げましたけど、場所も非常に重要で、やっぱり大消費地である東京からたくさんの人に来ていただくというのも必要なので、三重テラスも活用していかなきゃいけないと思いますし、また、大阪にある関西事務所も活用しながら強力なプロモーションを、もちろん中京圏、名古屋にもそうですが、大人口を擁するところには、それなりの大きなプロモーションをやっていかなきゃいけないと思っています。

そのときに、まず、県民の皆さんに御理解をいただく必要があると思います。伊勢神宮、こんなにいいところですよねということを御理解いただいて、遷宮行事というのはこういうものですよ。県民の皆さんにもしっかりと、分かっていたく必要があると思っています。私、北部に育ったからか、ここはちょっと反省も込めてなのですけど、神宮式年遷宮ってどういう意味があるのかというのは、学生時代はあんまり分からなかったですね。そこを県民一人ひとりが理解することによって、ほかの県の人に、いや、伊勢神宮ってこんないいところなのですよ。もちろん、そのちっちゃい頃から伊勢神宮は何度か行ったことありますけれども、どういう歴史があるのかというのを県民一人ひとりが理解していただいて、その方々に、ある意味、他県の方々に宣伝していただくということも必要ではないかなと思っています。もちろん市町とか観光関連団体、観光事業者とも一緒になりまして、伊勢神宮をはじめとした三重県のよさを発信するという、そういう観光振興にしっかりと取り組んでいきたいと考えているところでございます。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） 御答弁いただきました。

要望となりますけれども、1993年に行われました前々回の第61回神宮式年

遷宮の際には、翌年にまつり博・三重'94が実施されました。また、2013年に行われました前回の第62回神宮式年遷宮の際には、御遷宮に合わせて、三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～を実施されるなど、遷宮の時期に合わせたイベントの開催やキャンペーンを実施しており、三重県の観光にとっても大きな効果を上げています。ぜひ、今回の第63回神宮式年遷宮が執り行われます2033年においても、効果的なイベントやキャンペーンを実施していただきますようお願いいたします。

続きまして、令和4年度の観光施策についての質問に移らせていきたいと思っております。

今年に入りまして、オミクロン株の感染拡大によりまして、本県においても、県内全域にまん延防止等重点措置が出されています。この間、県外からの人流が抑制されたことによりまして、回復に向かっていただいていた観光業も、再び甚大な影響を受けているところであります。今年こそは、新型コロナウイルス感染症が収束し、県内観光にもにぎわいを回復してほしいと願っており、県には、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた観光振興により一層取り組んでいただけるものと期待いたしております。県内観光産業の早期回復に向けて、これまで観光振興施策に加え、さらに多様性の視点を踏まえ、新たな観光振興施策を実施することが必要であると考えます。加えまして、先ほどの神宮式年遷宮、地元では、お白石持行事などの諸行事に加えて、全国から参加者を受け入れ、おもてなしを行ってきた旨の説明をいたしました。が、次回の神宮式年遷宮に向けて、人口減少に伴う全国からの参加者が減少することも懸念されており、地域においても、国内のみならず外国からの誘客を含めたグローバルな視点を持って受入れを行いたいという声も上がっているところであります。

そこで、新型コロナウイルス感染症の収束後の観光施策として、特に、次回の神宮式年遷宮に向けた海外からの本県への誘客をはじめとするインバウンド政策に県としてどのように取り組んでいくのか。また、多様な視点やバリアフリー観光の振興の視点から、障がい者の方々の本県への観光誘客に

対して、県としてどのように取り組んでいくのか、観光局長にお伺いしたいと思います。

〔小見山幸弘雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（小見山幸弘） 失礼いたします。御答弁申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症により県内観光産業は深刻な影響を受けているところでございます。新型コロナウイルス感染症収束を見据え、インバウンドやバリアフリーなど多様な視点から、観光産業の早期回復と観光振興に取り組んでいく必要があると考えております。

今後、令和7年から、先ほどもお話しありましたが、次期神宮式年遷宮に向けた一連の行事が開始される予定であり、1300年にわたり受け継がれてきた伝統や自然との共生の考え方などが、国内外から注目を集める絶好の機会となるところでございます。

インバウンドにつきましても、この機会を見据え、令和4年度に日本政府観光局、J N T Oでございますが、ここと連携を強化いたしまして、伊勢神宮をはじめとする地域の有する歴史、文化や伊勢志摩国立公園等の美しい自然や豊かな食など、その魅力を海外に積極的に情報発信するとともに、インバウンド向けの体験コンテンツの整備等、観光資源の磨き上げを行うなど、本県への外国人観光客の誘客に向けて取組を進めてまいります。

次に、バリアフリー観光につきましてもでございますが、本県ではこれまで、障がい者や高齢者、外国人も含めた誰もが安心して楽しめる観光地づくりを推進しており、宿泊施設等でのバリアフリー調査や研修などを実施してきました。さらに、今年度でございますが、バリアフリー観光をPRするため、車椅子ユーザーのM a c oさんがユニバーサルデザインの小型ヨットでのセーリング体験や伊勢での人力車体験、伊賀での組みひも体験など、県内各地で様々なアクティビティーを体験する動画を、公式観光サイト、観光三重の特設ホームページ、三重のあそび隊で12月から配信しているところでございます。加えて、令和4年度でございますが、新たな取組といたしまして、音で三重を楽しむサウンドツーリズムというのに取り組みたいと思っ

おります。具体的には、県内の観光地や伝統文化などの魅力的な音、例えば、日本一やかましいと言われる石取祭を楽しむ音や日本の音100選に選ばれた海女の磯笛といった三重ならではの音を収集し、視覚に障がいがある方も臨場感あふれる三重の旅を疑似体験していただくことで、本県への来訪につながる事業として取り組んでまいりたいと考えております。

これまで、三重の魅力を伝え切れなかった方々に対し、新しい視点での事業を展開していくことで、新たな三重ファンを増やし、本県への誘客につなげてまいります。

[50番 中川正美議員登壇]

○50番（中川正美） 御答弁いただきました。

今、大きな問題となっております人口減少社会で、人手不足の解消やさらなる人材育成が大切であると考えますので、県としても、この点も十分にお取組をいただきたいと思えます。

それでは、続きまして、現在、世界的な時代の流れを見ますと、地球温暖化対策、そのためのカーボンニュートラル、脱炭素の方向に流れており、特にエネルギー分野での大きな変化が必要だと叫ばれています。

原発廃止に向けた動きなど実際に変化が生じてきています。国内に目を向けますと、国のエネルギー施策におきましては、洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーを拡大していく方向で議論がなされており、県においても、「ゼロエミッションみえ」プロジェクトの話が、様々な場面でなされてきたと認識しています。

（パネルを示す）これは、千葉県銚子沖の洋上風力発電で、着床式のものであります。私も、平成30年9月の一般質問におきまして、洋上風力発電についての質問をしました。その際には、国内の先事例がまだ少なく、国の実証実験の段階であって、情報収集の段階であるとの答弁でありました。その後、再生可能エネルギーの注目は高まり、洋上風力発電の可能性も高まってきていると認識していますが、洋上風力発電の現状や県として今後どのように事業を進め、導入が図られるよう取り組んでいくのかについて、幾つか

質問をさせていただきたいと思います。

まず、現在の国内外における洋上風力発電の状況とその特徴についてお聞かせください。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 洋上風力発電の導入状況について、お答え申し上げます。

まず、国におけます洋上風力発電の位置づけについてでございますけれども、第6次エネルギー基本計画におきましては、2050年カーボンニュートラルを見据えた2030年に向けた政策対応の中で、特に、再生可能エネルギー主力電源化の切り札として推進していくことが必要であるとされてございます。

海外の動向でありますけれども、風況がよく遠浅の海域が広がっておりますヨーロッパにおきましては、全世界の約7割を占める洋上風力発電が着床式を中心に設置されてございます。一方、国内におきましては、昨年12月に秋田県の2か所及び千葉県の計3か所でございますけれども、選定事業者が決定されてございまして、着床式洋上風力発電の事業を開始する運びとなっております。

今後につきましては、より深い海域での浮体式を含めました洋上風力発電の導入促進が期待されておると認識しておるところでございます。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） 御答弁いただきました。

続きまして、洋上風力発電を実際に事業者が行うとする場合のプロセスと、県がどのように関わるのか、お聞かせ願いたいと思います。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 導入プロセスにおける県の役割についてお答え申し上げます。

まず、国のほうですけれども、一般海域におけます発電事業者の参入を促進するために、平成30年に法律を公布してございます。最大30年間の海域での占用許可を可能とする海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域

の利用の促進に関する法律、いわゆる再エネ海域利用法というものでございます。この法律に基づきまして、一般海域に洋上風力発電を設置するには、促進区域として国の指定を受ける必要がございます。この指定を行うに当たりまして、国は、当該海域の利害関係者や風況など必要な情報を、都道府県から提供を受けることとされているため、都道府県は、市町村からの情報に基づきまして、国に対して情報提供を行うということとなります。こうしたことから、洋上風力発電の取組を推進する際には、まずは市町におかれまして、洋上風力発電に対する地域の十分な理解が図られるよう、また、地域振興や産業活性化の在り方などについて十分な検討がなされるよう、県といたしましても必要な支援を行ってまいりたいと考えてございます。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） 御答弁いただきました。

洋上風力発電を行っていく際には、多数の関係者との調整、そして地元自治体や地域の理解が重要になってくることが分かりました。中でも、洋上風力発電にとって、特に重要な利害関係者は漁業者であると考えています。その御理解を得るためには、漁業者が納得できる漁業振興策の策定が不可欠であり、県にも積極的に関わってもらいたいと思います。そして、これまでの答弁で、洋上風力発電の導入がヨーロッパを中心に進んできており、技術的な高まりも見せている中で、国内でも事業ベースでの導入が始まっていると、一方で、関係者との調整もあり、県だけで進めていくことができないものでもないとのことですが、では、県としては、洋上風力発電の県内への導入をどのように進めていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） どのように進めていくのかについてお答え申し上げます。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、洋上風力発電を含めました再生可能エネルギーの導入に当たりましては、地域の十分な理解が得られていると、これとともに地域振興や産業活性化の十分な検討がなされているということ

が前提となると考えてございます。一方、国のほうでは、グリーン成長戦略において、洋上風力を成長産業の一つとして位置づけ、事業環境の整備などを進めていくとしてございます。こうしたことから、令和4年度におきましては、再生可能エネルギーの導入可能性や課題を調査するという一方で、洋上風力発電のみならず、バイオマス、中小水力、海洋エネルギーなど様々な事業者の参入をお願いしてまいりたいと考えてございます。加えて、有識者で構成する産業構造転換に向けた検討会議におきましては、具体的な取組や施策の展開を検討しておるところでございまして、そうした議論を踏まえ、県内事業者の動向や国の様々な施策を注視しながら、今後の施策を展開してまいりたいと考えております。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） 御答弁いただきました。

まさに、緒に就いたところかと思いますが、県の取組は、基礎調査や有識者の意見も踏まえて、その先に、参入事業者が出てくれば、地域振興や産業の活性化につながるよう支援をしていただきたいと思っております。また、産業構造転換のお話もありました。私の地元であります造船業が盛んな大湊というところでありますけれども、そういった既存の事業所も業態転換して参入していくことができるような支援も検討していただきますよう要望して質問を終わらせていただきたいと思っております。

次に、観光に関する質問の際にも、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、観光業界や飲食業界をはじめ、外出自粛によります直接的な影響を受けられている事業者の方々のほかにも関連した影響を受けられる業界は幅広く、多くの産業におきまして、事業者の方々は苦しんでおられますが、中でも、これまであまり触れられてきていなかったと認識していますが、伝統産業における新型コロナウイルス感染症の影響に関して質問したいと思っております。

私の地元では、伊勢一刀彫や伊勢春慶、根付、ちょうちん、伊勢の神殿といった伝統産業があります。その技術は長らく継承され、その作品は美術品

としての評価も高く、また、観光客のお土産としても人気を博しています。
(実物を示す) これですけれども、伊勢春慶の私のお弁当箱なんです。昼、
頂きますけれども。

つい先日の2月18日から20日まで、伊勢の匠の伝統工芸展が伊勢市で開催
されました。そちらにおきましても、先ほど申し上げたものに加え、伊勢和
紙や伊勢玩具、山田傘、木漆工芸など、まさに、たくみの技が作品として展
示されており、そのすばらしさに触れてきました。しかしながら、伝統工芸
品においても長く続きました新型コロナウイルス感染症の影響は出ており、
人流の抑制による販売の機会や商談の機会が減少したことは大きかったと思
われます。

また、伝統産業は、歴史ある文化であるがゆえに、ともすると変化のス
ピードの速い時代におきましては、デザインが時代にマッチしていない、使
い方が分からないといったこともあるのではないのでしょうか。すばらしい技
術を生かしていくためには、時代にマッチしたデザインを取り入れていくこ
とが必要だと感じており、新型コロナウイルス感染症の収束を一つの契機に
変化していくことが、今後の伝統産業の活性化に必要だと考えます。

そこで、アフターコロナにおいて、県内伝統工芸品の振興、伝統産業の活
性化に向け、どのように取り組んでいくのか、雇用経済部長にお伺いしたい
と思います。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 伝統産業の振興についてお答え申し上げます。

伝統産業を取り巻く全国の状況についてでございますけれども、昨今の生
活スタイルの変化や価値観の多様化が進んだことで需要が低迷してきた結果、
生産額につきましては、1983年に5410億円でピークを迎えて以降、減少傾向
が続いてございます。また、従業員数につきましても、最盛期の約29万人か
ら約5分の1の規模に縮小しておるということでございます。

県内におきましても、事業者数の減少や従業者の高齢化の課題というもの
に直面しておるところでございます。加えまして、新型コロナウイルス感染

症の拡大によりまして、イベントや催事の中止が相次ぎ、売上げやPR機会が急激に減少するなどこれまでのリアルを前提とした事業活動が大きく影響を受けたところでございます。

こうした状況の中、事業者の方々からは、他の事業者と交流することで新商品の開発のきっかけやヒントを得たい、あるいは、コロナ禍で自社商品のPR方法を学びたいといったような声が寄せられるなど、新たな取組に積極的に挑戦しようとする動きが出てきてございます。

そこで、県におきましては、三重ならではの特性を生かしました伝統産業の魅力を発信するとともに、生活スタイルの変化や価値観の多様化に対応した新たな価値を創出していくための取組を令和2年度から進めてございます。

具体的には、伝統産業事業者が、食産業事業者等との異業種の方々との多様な連携によりまして、付加価値の高い商品開発が行えるようワークショップを開催するとともに、開発された商品をオンラインで情報発信や県内外のショップでの販売につなげております。

例えば、（実物を示す）この私のマスクホルダーなのですけれども、これも、伊勢組みひもとアパレル企業とのコラボ商品の一つでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を対象に、SNS等のオンラインを活用した多様な手法による情報発信やノウハウを学ぶ講座を開催し、商品や産地の魅力を効果的に発信できる人材育成に取り組んでまいります。

今後も伝統産業事業者の異業種等との多様な連携をさらに促進し、SDGsなどの視点を取り入れた付加価値の高い商品、サービスの創出に取り組んでまいりたいと考えております。また、新しい生活スタイルを提案する企業等と連携し、SNS等を活用した首都圏等でのプロモーションなど効果的な情報発信や販路開拓の取組も進めることで、引き続き伝統産業の振興を図ってまいりたいと考えてございます。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） 御答弁いただきました。

伝統工芸品の技術は受け継がれ、守られていかなければならないと思いますが、そのためにも御答弁いただきました異業種とのマッチングや新しい視点を取り入れるといった変化していくことも大切だと思います。

今後伝統産業に携わる人々の挑戦を支援していただきたいと、このように思う次第であります。

それでは、続きまして、（パネルを示す）皆さん、このポスターを御覧になったことがございますか。現在、厚生労働省の特設ホームページに掲載されておりまして、今後、関係省庁や自治体に配布されると聞いております。

国は、令和4年度から3年間、ヤングケアラー対策の集中取組期間として、その社会的認知の向上などに取り組むとしているところであり、タレントの武井壯さんを起用して、ユーチューブでも広く発信しているあたりにも本気度が表れているように感じています。このように社会的関心が高まるヤングケアラーであります。厚生労働省が実施しました調査によりますと、中学生のおよそ17人に1人となる5.7%、高校生では24人に1人となる4.1%が家族の世話をしていることが分かっており、思春期の子どもたちが直面する大きな問題が浮き彫りになっています。

日常的なケアに追われ、学業や友人との交流に支障が出ている状態とのことであり、将来の基礎となる知識や経験を形成していく貴重な年頃を子どもらしく過ごせないことが、彼らの将来にどんな影響を与えるか大変心配しています。

私自身、早くに母親を亡くしており、彼らと同じ年頃には、毎朝早起きし家事をこなしていました。トップで高校へ登校していました。能力じゃなくて、毎朝、トップで学校へ行っていました。誰よりも早くという意味でありますけれども、家族に何かが起こった際に、その一員として子が手伝えることは、昔から社会の中に存在していたことで、私自身は、家族以外の周囲から助けを得ながらではありますが、そうした経験から家族を大切に思う気持ちや忍耐力、生活能力を身につけたと振り返ると感じております。しかしながら、この50年で世帯当たりの人数は半減し、共働き世帯やひとり親世帯、ケ

アが必要な高齢者が増加するなど家庭の状況は大きく変化し、家族がケアに割ける余力は年々少なくなってきました。加えて、かつて課題を抱える家庭を支えた地域社会の機能は低下しており、子育て家庭の孤立化が懸念されています。こうした家庭を取り巻く変化のしわ寄せが、今、立場の弱い子どもにヤングケアリングとして顕在化しているとそう考えています。

そこで、ヤングケアラーへの支援について、本県の今後の取組をお伺いいたしたいと思います。

〔中山恵里子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） ヤングケアラーへの支援についてお答えを申し上げたいと思います。

ヤングケアラーと呼ばれます子どもたちは、年齢や成長の度合いに見合わない介護や家事、きょうだいの世話などを担っています。これが、子ども自身の育ちや学びに影響を及ぼしていることから、その支援や対応が求められているところでございます。

一方で、ヤングケアラーが家庭内で起こる問題であることや、周囲も、子ども自身もヤングケアラーであるとの認識がしづらいことで、表面化しにくく、また、彼らが担っているケアが、内容が多岐にわたりますので、適切な支援につなぐには、その実態を正しく把握することが必要になってまいります。

そこで、ヤングケアラー支援に向けた取組の初年度となります令和4年度には、まず、県内における実態調査を行うこととしています。ヤングケアラーの中には、既にネグレクトや心理的虐待といった状態に至っている家庭もございますので、そうした子どもたちを見守っている市町の要保護児童対策地域協議会、こちらは地域の学校ですとか、医療機関、民生委員、児童委員など多様な機関で構成している協議会でございますけれども、この協議会に対する調査を、まず行ってまいります。

調査では、協議会が把握している家庭について、その子どもが担っているケアの具体的な内容、支援における課題などについて聞き取ることでありまして、さらに、十分な配慮が必要かと思っておりますけれども、ケアラー本人

からも困り事などを直接聞き取るなどしながら、その後の支援や対策の検討に活かしてまいりたいと考えています。

また、表面化しにくいヤングケアラーを見逃さず、適切な支援につなぐため、市町のケースワーカーや保健師等の専門職員向けに、気づきの視点、支援の方法などについて研修を実施するとともに、新たに配置するヤングケアラー・コーディネーターを中心に、福祉・介護・医療・教育等の関係機関との連携を強化いたします。

令和4年度は、国においても、ヤングケアラー対策集中取組期間の初年度となります。本県におきましても、ヤングケアラーである子どもたちが、将来の基礎となる大切な時期を健やかに過ごし、多様な経験や学びを通じて豊かに育っていけるよう、関係機関等と連携して取り組んでまいります。

[50番 中川正美議員登壇]

○50番（中川正美） 御答弁いただきました。どうぞしっかり取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、困難を抱える子どもの健やかな成長という観点で、さらに質問いたしたいと思います。

先月、「Coda あいのうた」という映画が公開されました。Codaとは、チルドレン・オブ・デフ・アダルトの頭文字を取ったもので、聞こえない親のいる聞こえる子どものことであります。この映画は、4人家族の中で1人だけが耳が聞こえる主人公の女子高生と、聴覚に障がいのある家族との心温まる物語で、アカデミー賞の前哨戦とも言われるサンダンス映画祭で、史上最多4冠に輝き、父親役の男性聾俳優が初めてアカデミー賞にノミネートされて話題になっております。映画の主人公の両親と兄は、聴覚に障がいを持っているのですが、生まれつき聞こえに課題がある先天性難聴児は、一般的に1000人に1人から2人の割合で生まれるそうであります。難聴は、早期に発見され適切な支援が行われた場合に、より有効に音声言語の発達を促すことができるため、早期支援が重要になります。

このため、都道府県における難聴児の早期発見・早期療育推進の計画を作

成する指針の検討が国において進められてきたところで、25日にその基本方針が示されました。基本方針では、都道府県に対して、難聴児支援の担当部局を明確にし、関係者の協議の場など提供する中核的機能を整備することを求めています。

聴覚障がい児の支援は、乳幼児からの適切な支援が必要であり、切れ目のない支援が大切、その意味で、母子保健を所管する子ども・福祉部と聾学校を所管する教育委員会が連携を強化し、児童や保護者に対し適切な情報と支援を提供するために、中核的機能を有する体制を協力して整備することがとりわけ重要と考えております。

そこで、聴覚障がい児の早期発見と支援の現状と、今後、中核機能を本県でどのように整備していくのか、お考えをお伺いしたいと思っております。

〔中山恵里子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） 難聴児の早期発見、早期療育に向けた取組等についてお答えを申し上げます。

乳幼児の聴覚障がいは、コミュニケーションに支障を来すことによって、言葉の遅れ、さらには情緒面や社会性の発達にも影響が出ることから、早期に発見して、必要な支援につなげることが重要です。

新生児の聴覚障がいは、議員御紹介のとおり1000人に1人から2人の割合で発現するとされておりまして、県内では、令和2年度で25人、出生数全体の約0.2%の子どもが先天性難聴と診断されています。

聴覚に障がいのある子どもにつきましては、これまでも子ども心身発達医療センター内に設置しております難聴児支援センターを中心に、補聴器に関する相談ですとか、経費の支援、保護者への助言、また保育所、幼稚園、学校等への訪問指導など必要な支援を行ってまいりました。さらに、医療、教育などの関係機関と連携いたしまして、聴覚障がいを早期に発見するための検査体制の充実に向けた検討会の実施ですとか、対応マニュアルの作成に取り組んでいるところでございます。また、市町におきましては、新生児聴覚検査に対する助成、要支援児や保護者を支援につなげるためのフォローアッ

プなどの取組が進められています。

しかしながら、こうした取組を進める中でも、令和2年度に、県内の産科で生まれた子どもの聴覚検査の受診率は約95%ということで、全ての新生児の受診には至っていないというのが現状でございます。

難聴児の支援におきましては、全ての新生児に対して聴覚検査を実施すること、そして、その情報を集約する機関を決めて、この機関を中心にしながら、医療、教育などの関係者が連携して支援を行う体制を整備することが不可欠です。また、こうした中核的機能の確保は、先ほど議員が御紹介いただきましたけれども、国が先日まとめました難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針（案）においても求められているところでございます。

今後の取組につきましては、来年度、各関係機関の実務者によるワーキンググループを新たに設置いたしまして、全ての新生児が聴覚検査を受診できる体制づくりや難聴の疑いのある段階からの相談支援など、切れ目なく支援につなげるための連携の在り方について具体的な協議を行うこととしております。その上で、令和4年度中に拠点となる機関を決定いたしまして、令和5年度には、その拠点が中心となって難聴児支援のための中核的機能を果たせるよう、検討を進めてまいります。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） 御答弁いただきました。

全ての子どもが出生時の検査を受けて、必要な支援を受けながら成長できる体制づくりをしっかりと進めていただきたいと思います。

それでは、次の医療的ケア児への支援についてお伺いしたいと思えます。

令和3年6月に、医療的ケア児及び家族に対する支援に関する法律、いわゆる医療的ケア児支援法が成立し、その3か月後の9月18日に施行されました。

医療的ケア児とは、日常生活や社会生活を営むために、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童生徒であり、在宅で過ごす全国の医療的

ケア児は約2万人との推計であります。

このうち、三重県では、学齢期となりますが、約120人がケアを必要としていると伺っています。医療的ケア児の在宅療養は、家族の負担が重く、24時間のケアのために、保護者が仕事が継続できない。あるいは新たな就労を断念せざるを得ないといった状況が生じていたことから、社会全体で医療的ケア児と保護者を支援するため、今回の法律が制定されたということであり、この法律によりまして、学校の設置者には、学校に在籍する医療的ケア児に対して、適切な支援を行うことを責務と課し、保護者の付添いがなくても医療的ケア児が支援を受けられるよう看護師等の配置、その他必要な措置を講ずることが定められました。医療的ケア児支援法の成立、施行を契機として、医療的ケアを必要とする児童生徒やその家族への支援が加速することが期待されております。

そこで、お伺いいたします。

特別支援学校の設置者である県教育委員会では、医療的ケア児に係る課題解決のためにどのような対策を進めようとしているのか、現状と今後の取組についてお伺いしたいと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 県立特別支援学校における医療的ケア児への対応について、御答弁申し上げます。

まず、現状ですけれども、特別支援学校では、たんの吸引、あるいは経管栄養などが必要な児童生徒が年々増加いたしますとともに、人工呼吸器の管理など高度な医療的ケアも必要となってきました。こうしたことから、県教育委員会では、児童生徒一人ひとりの実態に応じた適切な対応ができるよう平成31年3月に、医療的ケアの具体的な実施手順や注意点、それから実施校が整えるべき体制を示した特別支援学校における医療的ケアガイドラインを作成したところでです。

今年度は特別支援学校7校に74名の医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍しています。こうした医療的ケアのうち、たんの吸引と経管栄養について

は、所定の研修を受けた教員が、看護師が校内にいる状況で実施することができます。教員ができない人工呼吸器の管理や導尿などについては、看護師免許を有する職員が実施することとされております。

こうしたことから、本年度は特別支援学校7校に看護師免許を有する常勤講師を15名配置しております。また、医療的ケアに当たる教職員の資質を高めるため、小・中学校を含め学校に勤務する看護師や教員を対象に、専門性の向上を図るスキルアップ研修を年2回実施しております。加えて、医療的ケアの手順や器具の操作などの確認、あるいは助言を行うために、三重大学医学部附属病院の協力を得まして、医療的ケア指導医や指導看護師による巡回相談を行っており、本年度は、指導医が6回、指導看護師が23回の相談を実施していただいています。さらに、毎年度、実施校での実例や課題につきましての協議や最新情報の共有などを行うために、県医師会や県看護協会、特別支援学校の代表で構成しますメディカル・サポート会議を開催しております。

今後の対応ですけれども、令和4年度からは、看護師免許を有する職員を教諭として1名採用いたしまして、医療的ケアの実施に加え、個別の教育支援計画などの作成、評価や小・中学校への巡回相談を行うことといたします。

今後とも、医療的ケアを必要とする児童生徒、その御家族に適切な支援を提供し、児童生徒が安全で安心な環境の下、学校生活を送ることができ、保護者の負担も軽減できるよう体制の整備に努めてまいります。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） 医療的ケア児は、一人ひとりの障がいの状況も異なることから個別対応が必要になるのだと思います。児童生徒への適切なケア、保護者の負担軽減など今後も様々な面できめ細かに取り組んでいただきたいと思います。

それでは、交通安全の取組について、お伺いしたいと思います。

歩行者の交通事故が後を絶たない中で、2021年、県内の歩行者の人身事故件数は301件、道路横断中の死亡者は12名で、特に高齢者や身体障がい者は、

体力の低下などで、長い道路を横断する際に時間がかかってしまい、横断途中で信号が赤色に変わって怖い思いをしたことがあると聞きます。高齢者や障がい者、子どもたちが道路を横断することに不安を覚えることがあります。これを防ぐために、高齢者などが道路を安全に横断できる施設が必要だと考えます。

(パネルを示す) これは、他県で道路の真ん中に交通島を設けて、信号機のない横断歩道を2回に分けて横断させる二段階横断施設というものが導入されています。片側の車線ずつの横断であるため、1回の横断距離も短く、片側車線のみでの安全確認で済むと歩行者の交通防止に有効ではないかと考えますが、県警本部長に、二段階横断施設についてお伺いしたいと思えます。

〔佐野朋毅警察本部長登壇〕

○警察本部長(佐野朋毅) お答え申し上げます。

まず、歩行者の交通事故の発生状況でございますけれども、令和3年中の交通事故死者数は62人と、三重県の交通事故統計史上最少でございました。しかしながら、歩行中の交通事故死者数は21人であり、その約7割が高齢者であるほか、歩行中の交通死亡事故の約6割が横断中に発生をしておるところでございます。

県警察では、自動車と比較して弱い立場にある歩行者等の安全を確保するため、引き続き横断歩道ハンドサインキャンペーン等の広報啓発や横断歩道の塗り替えをはじめとする交通安全施設等の整備、横断歩行者妨害等の交通指導取締りを推進してまいります。

そこで、議員が御指摘の二段階横断施設についてでございますけれども、歩行者の横断時の安全を確保する観点から、これ、道路管理者が道路中央に設置いたします交通島と公安委員会が設置いたします横断歩道を組み合わせて実施するものでございまして、実際、近年他県でも導入されておるものと承知しております。これも御指摘のとおりでございますが、同施設の特徴としては、歩行者は片側の車線ずつの確認で済むということや交通島を介する

ことで車線上の横断距離も短くなります。また、ドライバーにも歩行者を発見しやすくなるほか、速度抑制効果が期待できるなど横断時の安全性の向上が見込まれると考えております。他方、交通島の整備には、一定の道路の幅員が必要となる点でございますとか、あるいは防護柵等の交通安全施設の設置などの課題もございます。

県警察といたしましては、これらの特徴などを踏まえつつ、検討の結果等により導入効果が見込まれる箇所につきましては、道路管理者に対し、設置に向けた働きかけを行ってまいりたいと考えているところでございます。

[50番 中川正美議員登壇]

○50番（中川正美） 御答弁いただきました。

県警察といたしまして、命の大切さ、危険防止という観点で、リーダーシップをもって、二段階横断施設の整備を道路管理者に働きかけしていただきたい、このように思う次第であります。

それでは、最後に、運転免許証自主返納サポートみえについて、お伺いいたしたいと思います。

交通事故のない社会を実現していくためには、道路環境の改善や先進安全技術が搭載された自動車の普及などにより、自動車を安全に運転し続けることができる環境をつくっていくことが必要であります。ブレーキとアクセルの踏み間違いなどによる悲惨な交通事故が社会問題化している現状におきまして、高齢運転者の中には、事故等を危惧し、自主的に運転免許証の取消しを求められる方がおります。こうしたことから、道路交通法が改正されまして、自らの意思で免許を返納された方の希望に応じて、運転経歴証明書が交付されるようになり、県内の令和2年の状況としては、6726件の証明書が高齢者に発行されています。この証明書の交付を受けた高齢者に対しては、例えば、バス運賃や温泉入浴料等の割引をしていただく店舗があり、本県においては、運転免許証自主返納サポートみえという制度を開設し、ホームページで店舗を募集し、周知しているところでありますが、店舗数は約260店で、子ども・福祉部が開設いたしております子育て家庭応援クーポンは約

2400店舗が協賛しており、これに比べると少ないと言わざるを得ず、また県内各地域に広がっているとは思えない状況であります。高齢運転者が免許証の返納を決断するに当たっては、地域が寄り添い、温かいサポートがあることが後押しになるため、県や関係機関が連携し、各地域で協賛していただける店舗を増やしていく必要があります。

そこで、環境生活部長に尋ねます。

高齢者運転者やその家族が、前向きに自主返納を考えていただけるよう、運転免許証自主返納サポートみえの協賛店舗の充実と一層の周知について、今後どのように取り組むのか、お伺いしたいと思います。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 運転免許証自主返納サポートみえの取組の充実について、お答えいたします。

高齢運転者の交通安全施策といたしましては、運転寿命をできる限り長く維持していただくための研修の充実や、安全運転サポートカーの普及などの取組を推進することと併せまして、御自身の運転に不安を感じられた場合などに運転免許証を自主返納いただく取組について推進しているところでございます。特に、自主返納の取組に当たりましては、運転をやめるという人生の一大決心される高齢者の皆様に寄り添って、少しでも今後の人生が充実するような環境づくりにも配慮しながら推進していくことが大切であると考えているところでございます。

このため、運転免許返納者が割引などの優遇を受けていただける運転免許証自主返納サポートみえに、多くの事業所が御協賛いただけますよう三重県商工会議所連合会等の県内経済団体への協力依頼をするなど、登録事業所の拡大に努めておりまして、現在約260店舗の協賛をいただいているところでございます。

しかしながら、一方で、先ほど議員からも御指摘ございましたけれども、子ども・福祉部が所管しております子育て家庭応援クーポンなどに比べまして、この数が少ないというところでございます。今後、この類似する、例え

ば、みえ消防団応援の店とか、子育て家庭応援クーポンなどの制度も参考にしながら、制度の充実に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。まずは、警察、市町と共に地域で交通安全対策を推進している関係機関と連携して取組を進めていきたいと考えています。

今後は、1000店舗を目標に登録事業所の拡大を図り、高齢者の皆様にお喜ばいただけるように取組を進めてまいりたいと考えています。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） 御答弁いただきました。

ぜひとも、1000店舗か1500店舗ぐらいは、関係者の皆さんと手を合わせて、頑張っておっしゃっていただきたいなど、こんなふうに思います。

以上で質問を終わらせていただくわけですけれども、冒頭に申し上げた神宮式年遷宮、2033年ではありますが、私は、過去4回、経験させていただきました。しかしながら、一番最初は、昭和28年でございましたので2歳でございました。その後、昭和48年、平成5年、平成25年と、4回経験させていただきましたんですが、今度は5回目の経験をさせていただきたいと、こんなふうに思っておるわけなのですが、あと11年後でございますので、知事は70歳におなりなんですかね、11年後、私は82歳に相なるわけなのですが、元気で一緒に参拝したいなど、また、その前に、民族の祭典とも言うべきお木曳行事とか、お白石持行事等がございますので、一緒にお伺いさせていただきたいなど、同時に11年後でありますから、今から10年後に向かって、いろんなイベント等々企画をしていただきたいと思う次第であります。

どうぞ一見知事はじめ関係の皆さん方、この1年間の頑張りを期待申し上げて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（青木謙順） 県政に対する質問を継続いたします。34番 東 豊議員。

〔34番 東 豊議員登壇・拍手〕

○34番（東 豊） 皆さん、おはようございます。会派草莽、尾鷲市・北牟婁郡選挙区選出、東豊でございます。

知事が御当選されて初めて本会議で一般質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今日は、朝、車に乗って、冒頭、何かお話をしようかなと思って、考えていましたら、やっぱり今日は何の日というのをちょっと調べてみました。今日は2月28日、最初に出てくるのがビスケットの日なんだそうですね。ビスケットというのは、二度焼くので、二度焼くと2、8ということなんだそうですが、それはそれとして、今日は、実はばかやろうの日なんだそうです。ばかやろう、ばかやろうと言われた総理大臣がいらっしゃいます。2月28日ではないんですが3月14日でしたか、ばかやろう解散まで至った吉田茂総理の発言からそう来たようです。

ちょっとウィキペディアで調べてみますと、2月28日の衆議院予算委員会で、質問者に対して、国際情勢、ウクライナが今ロシアによって侵攻されていますが、時代はもう全然違いますが、国際情勢に聞かれた質問を社会党議員から質問されたときに、吉田総理は、今はそういう状況ではないと思うと、なぜかと言うと、欧米の首相、大統領たちがそういう状況ではないのでと答えたら、いや、あなた自身の所見を聞いているんだから他国の総理の、大統領の話ではないんだよということを聞いたんだと言ったら、無礼な質問と、

無礼、無礼というのをやり取りしたんだそうですね。あなた自身の所見はないのかとか、私自身の所見だ。そんな単純なやり取りから端を発して、実はそのばかやろうと言ったのは、マイクを通してしっかり言ったわけではないらしいです。小さい声でばかやろうと言ったらしい。でも、それをたまたまマイクが拾って、それが大きくなったというお話です。それが、やがて大きな総選挙にまで結びついたというような日なんだそうです。

政治家は、言葉というのは、私、自戒ですが、言葉というのが非常に大事でございますので、特に、一般質問の答弁、あるいは質問、丁寧に私も質問させていただきたいと思ひますし、また、御答弁も行政当局の御答弁をしっかりと受け答えさせていただいて、よろしくお願ひ申し上げたいとしまして、冒頭はそんなお話でした。少し、今日は何の日から、お話をさせていただきました。

通告させていただいたのが、3点あるわけですが、これ、私が身近にあるもののテーマから拾ったんですが、実は、三重県政が将来的に抱えている大きな課題だと捉えた、そんな視点で質問させていただきたいと思うのです。

通告どおり進めます。

1番目ではありますが、今日は、このパネルを25枚用意させていただきまして、私も初めてでして、会派の仲間からは、それだけでも時間がかかるなということで、早速、質問に入らせていただきます。

来訪者増が期待される熊野古道の世界遺産登録20周年に向けた取組についてであります。

これ、南部地域活性化局長にお尋ねします。

2007年、平成19年にオープンした熊野古道センターは、総事業費約20億円で整備され、建物は尾鷲ヒノキの原木、60年生から80年生ぐらいを6549本使われていると説明には書いてありました。来訪者からは、非常にすばらしい建物と高く評価されているところです。

一方で、築15年が経過し、設備機器などの老朽化が著しい箇所が多く見られます。これまでも維持修繕が進められてきたところですが、まだまだ積み

残しの箇所も多くございます。施設の維持管理は、基本的には県費を充当することが基本とされています。指定管理制度を使っていますので、指定管理料の中から修繕をする箇所もありますが、基本的には、県費を充当することが基本とされています。

しかし、その現状把握とその次の計画についてお尋ねしたいんです。

例えばですが、館内の解説ですが、今はスマートフォンがもう非常に進化していますので、アプリを導入してそこで解説をいただくとか、あるいはデジタル機器の著しい進化によるバーチャルリアリティーなどの導入とか、計画も併せてお伺いしたいと思います。それでは、御答弁を願います。

〔横田浩一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（横田浩一） 熊野古道センターの老朽化した施設の改修、修繕、それからデジタル機器等の導入についてお答えさせていただきます。特に丁寧にといいましたので、これからのいずれの答弁も丁寧に答えさせていただきます。

熊野古道センターは、熊野古道の歴史、自然、文化などを紹介するとともに、人及び情報の交流を通じまして、地域の振興に寄与するため平成19年2月に開館したところで、今ちょうど15周年となっております。

施設の管理につきましては、定期的に専門業者による定期法定点検をはじめまして、点検、診断、修繕を行っております、施設の安全・安心の確保ですとか長寿命化に取り組んでいるところでございます。これまで、例えば外壁塗装ですとか渡り廊下の修繕などを行い、今年度も老朽化していた映像ホールの機器ですとか、空調機器、換気設備の改修を行っているところでございます。

しかしながら、将来に向けましては、老朽化による施設の大規模修繕など、中長期的な課題も残っておりまして、センターの運営関係者と協議を重ねるとともに有識者の御意見もいただきながら、年次的・計画的に必要な修繕・改修を行っていきたいと考えております。

次に、常設展示に係るデジタル機器の導入についてでございますが、これ

まで、展示物等の内容を解説する多言語音声ガイド機器の導入ですとか、多言語展示映像の作成などを行ってきたところでございます。

また、来年度、令和4年度の当初予算でございますが、展示室の中央にある地形模型のプロジェクションマッピングというのがございますけれども、この改修を行えるように当初予算に計上しております、映像と複合的な演出によりまして、熊野古道を分かりやすく紹介できるような改修を行っていく予定でございます。

今後もし引き続き、老朽化による中長期的な施設の改修を進めるとともに、デジタル技術が進む中で、来訪者の方々がより深く古道を理解していただけるような機器、それから、ソフト面につきましても、バーチャルリアリティーですとかそれからアプリを使ったような、既にソフトも開発しております、そういったところも組み合わせ、導入しながら、皆さんに楽しんでいただけるような施設にしていきたいと思っております。

〔34番 東 豊議員登壇〕

○34番（東 豊） 御答弁いただきましてありがとうございます。

20周年に向けてというところのテーマですが、なるべく早いうちに導入していただければと思います。早速、忘れました（パネルを示す）これが熊野古道センターの全景写真で、これ、ドローンで撮った写真です。非常に天気がよくて、背後が八鬼山峠のほうでございます。それから、改めて、皆さん御存じだと思いますが、（パネルを示す）これが、芝生広場から撮った写真であります。これ、尾鷲ヒノキで、トレーサビリティが取られているものでありまして、どこの産地のものかということが分かるようになっております。すみません、2番目に移ります。

見直し作業中のアクションプログラムの進捗状況についてということです。

昨年、保全活動や活用の指針をまとめたアクションプログラム3の見直しを提案させていただきました、この場で。早速取り組んでいただき、感謝をするところです。コロナ禍や社会環境の変化を踏まえて、見直し作業中と思っております、その進捗状況をお尋ねします。中でも、保全活動の在り方について

て、今、頑張っていたいでいる保全団体への支援であるとか、それ以外のところでの保全をどうしていくのかということをお聞かせいただきたいと思っています。登録区域だけではないルートがございます。御承知のように、世界遺産登録しているのは、江戸道でございます。明治道というのは結構歩くんですけども、明治道、それからそれにつながるアクセスの道がございます。そんなことも含めて、景観維持を今は市町に委ねられているというのが実態であります、現状の課題があると思います。

県としての周辺の文化的景観を維持するために、バッファゾーンも含めて、土地所有者への協力体制であるとか支援も含め検討されたいと思いますが、その点、御答弁いただければと思います。

〔横田浩一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（横田浩一） それでは、まず、熊野古道アクションプログラムの見直し状況につきまして、時系列的に順次、順番に答えさせていただいて、次に、保全団体への支援ですとか景観維持についてここで説明させていただきます。

まず、熊野古道アクションプログラムの見直しでございますが、その母体としまして、熊野古道協働会議というのがございまして、これは、熊野古道に関わる地域の団体ですとか個人、事業者等が情報交換や協議等を行っていく場でございます、県がその事務局を担っているところでございます。県のこの南部地域活性化局が事務局になっております。

この協働会議では、平成27年3月に熊野古道の保全と活用のための10年間の活動指針としまして、熊野古道アクションプログラム、その3番目のスリーというのを策定いたしました。現在、前半の5年間の経過したため、進捗状況について検証するとともに、プログラムに反映されていない社会状況の変化等に対応していくために、今年度、中間見直しを行っているところでございます。この見直しのプロセスにつきましては、まず、課題抽出が大切と考えていまして、まず7月から関係者アンケートを行いまして、計191名の御回答をいただきました。また、8月から来訪者の方々のアンケートを行

い200名の方々から御回答いただきました。

さらに、8月から10月にかけてまして有識者ヒアリング、それからアンケートを実施しまして19名の方々から御意見とか御提案いただいたところでございます。そして、10月には第1回目の熊野古道協働会議を開催しまして、アンケート並びにヒアリングの調査結果を踏まえまして、基本的な見直しの方向性を御議論いただいたところでございます。その後、より細かく議論するために少人数の検討会議というのを設けまして、11月と12月に開催してまいりました。

第3回検討会議でございますが、この2回の検討を踏まえまして、具体的見直し内容を御議論していただく場として予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、開催延期を現在余儀なくされているところでございます。

見直し作業としましては、現在、最終段階に差しかかっておりまして、その大きな柱としまして、二つございますが、保全関係者の高齢化が一層進んでおりまして、持続可能な保全の仕組みを構築することが喫緊の課題であること。それから、現代の巡礼道というコンセプトを上げまして、世界遺産として評価されている熊野古道伊勢路の本質的価値を現代の視点も踏まえまして、多くの人々に浸透されていくということが必要であること。これを共通認識としまして、議論を進めているところでございます。

現在、新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置などの動向を見極めながら、できれば3月中には、最終案としまして、第3回目の検討会議を開催させていただきたいと考えておりまして、さらにこれを踏まえて、全体会である協働会議を開催していきたいと考えております。

次に、保全活動でございますが、先ほどのアンケート調査やヒアリング調査の中で、ボランティアは、意気を感じてやるものですか、継続的・地道な活動が重要であり、今後も体制強化に全力を挙げるといった地域の方々のご古道を守っていこうという熱い思いが感じられる御意見がございました。一方で、保存会の会員数が不足しており、しかも高齢者ばかりで若い人の力が

必要不可欠である。

それから、自分の資金と体力も限界に来ているといった声も大きく聞かれたところでございまして、高齢化による担い手不足ですとか、活動のための財源が不十分であるといった課題が浮かび上がっておりまして、これを協働会議の中で検討し、議論を深めているところでございます。

それから、熊野古道の保全を安定的に継続していくためには、現在、活動の主力となつていただいています保全団体の方々の地域の力に加えまして、熊野古道サポーターズクラブなどの関係者の力を一層強化していくこと、それから、また将来的に保全に関わっていただけるような次世代の力の育成を進めるとともに、さらに企業のCSR活動、これは地域貢献活動でございしますが、といった手法の導入や新たな活動財源の確保をしていくことが重要と考えております。

また、熊野古道の本質的な価値につながる文化的景観において重要な役割を担っておりますバッファゾーン内の森林管理に関しましても課題も指摘されておりました、そういった様々な課題をさらに掘り下げて、対応策を検討していくことが必要であると考えています。こういったことから、いわゆる、分科会といったものを協働会議の中に立ち上げることを提案していきたいと考えているところでございます。

今後は、熊野古道を良好な状態で未来に継承していくため、熊野古道アクションプログラムに基づき、県としましても、地域の保全団体、市町等と緊密に連携しながら持続可能な保全体制の構築を進めていきたいと考えております。

[34番 東 豊議員登壇]

○34番(東 豊) ありがとうございます。御答弁いただきました。

特に、保全、これには大きな課題があるかと思えます。例えば、5市町あるわけですが、市町によって、やっぱりその温度差があったりとか、保存団体の強弱があったりとかということがありますので、ぜひ、その辺も見極めながら、足りないところにはちょっと濃厚に支援をいただけるとありがた

いんじゃないかなと思っています。

次は、ちょっと私が話す時間が長くなりますが、映写資料を交えながらお話ししたいと思います。

2、文化観光というのが非常に大事になってくるわけですが、その振興と地域の活性化をつなげていくということでございます。

日本の精神文化の源流は、その死生観にあると言われていました。

伊勢へ七たび、熊野へ三度という言葉があるように、これは江戸時代の話ですが、伊勢と熊野は古くから信仰を集めてきました。熊野の地は、古くから神々の鎮まる特別な地域であり、よみの国への入り口があると考えられていましたが、後には、山岳修業の霊場としても知られました。熊野詣には、一度よみの国に触れ、また、生まれ変わって現世へ戻るという意味があったそうです。この地への旅路は、難行苦行の連続であり、その果てに悟りと新たな力を得ることができたと言われていました。

三重は、東海道をはじめ、伊勢街道、大和街道、熊野街道など数々の街道が整備されるとともに、人、物、情報の交流が盛んな土地でした。さらに、近世になるとおかげ参りや熊野詣が庶民の間に広がり、全国から多くの人々が訪れ、ますます交流が盛んになりました。このように、三重の文化と全国津々浦々の文化が交流し、地域の違いを超えて混ざり合い、三重の文化を形成してきました。また、そのような歴史的、地理的な条件から、外部の人や文化を懐深く受け入れる寛容さやおもてなしの精神が育まれてきたと言われていました。

中でも、今回、お話しさせていただいている熊野古道伊勢路は、男女やそれから職業、そして貧富を問わず受け入れた。つまり貴賤を問わなかった道でもありました。紀伊の国は、峻険な山地に温暖で多雨な気候から深い森林が広がり、林業が盛んであるとともに、聖地を目指して人々が行き交いました。豊かで多様性に富んだ自然環境や歴史を背景に、人々は、無病息災、五穀豊穡を祈願する獅子舞やお神楽など、それぞれの集落に根差した伝統的な行事や芸能、工芸、民芸、民話、食などの文化を今に守り伝えてきています。

つまり、地域ごとにいろんな要素が多様性があるということを申し上げたいんです。そして、それらは、世代を超えて引き継がれ、地域社会の精神的な基盤となって、個性豊かな多様な文化の土台の上に、循環型システムが構築されてきました。

三重には、持続可能な社会の在り方が求められている現代において、諸外国からの影響を受けながらも、強くてしなやかに生き継いで、独自の発展を遂げてきた日本文化の源流があり、世界の先駆的地域と言っても過言ではないと思います。

江戸時代ですが、お伊勢さんは、今1000万人とか年間いらっしゃいますが、当時は20万人お参りをされたようです。行かれたそうです。その後、20万人伊勢に行って、1割の2万人が熊野詣に行ったとされています。

それで、SDGsという言葉をちょっとここで入れさせてもらうのですが、誰一人取り残さないというキーワードがございますが、英語で言うとノーワン・レフト・ビハインドということですが、その精神というのが、この熊野には、私はあると考えています。そして、インクルーシブなSDGs、サステナブル・ディベロップメント・ゴールズのいろんなあらゆるところの精神にあるようなそのSDGsの肝がここにはあるんだということを私は思っています。

令和6年に、つまり2年後であります、世界遺産登録20周年を迎える熊野古道は、日本で初めて遺産全体が文化的景観として登録され、それぞれの霊場を結ぶ参詣道が、紀伊山地の大自然と人の営みが長い時間かけて形成され、世界でも珍しい文化的景観が人類共通の財産として、ユネスコに認められたところであります。

そこで質問をさせていただきます。

現在の熊野古道センターにおけるビジターセンター機能を踏まえつつ、常設展示についてのリニューアルをお考えになってはどうかという提案でございます。このリニューアルに際しては、相当パワーが要ると思います。いろんな文献を集めないといけないですし、標本も必要でしょう。ほかの研究機

関であるとか教育機関との連携がなされると思います。そこで、人材育成が行えると私は思います。その環境をぜひ整えることが大事だと思います。調査研究、収集保存といった博物館機能を強化し、文化観光の拠点として新たなステージへと進めるべき時が来ていると思っています。御所見を賜りたいと思います。

〔横田浩一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○**地域連携部南部地域活性化局長（横田浩一）** それでは、熊野古道センターの現在のビジターセンター機能に踏まえながら、常設展示の内容のリニューアルの検討に際して、まず、人材育成の取組、それから博物館機能の強化についてお答えさせていただきます。

まず、熊野古道センター、いわゆるビジターセンターとして熊野古道の魅力を広く発信するとともに、地域内外の人々の交流や体験学習などを促進する施設でございまして、現在、指定管理者制度を導入して、地域のNPO団体により管理運営・展示を行っていただいているところでございます。

まず、展示内容のリニューアルに向けた人材育成でございしますが、現在、熊野古道センターの指定管理団体では、15名の職員の方々がそういった体制となっております。頑張らせていただいております。そのうち、展示の企画・運営に携わる専門職員としましては、学芸員3名を在籍させまして、学術面での展示の向上に努められているところでございます。その学芸員のさらなるスキルアップにつきましては、管理団体でも研修とかOJTなどを行っていただいているところでございますけれども、県としましても、管理団体と連携することが大切と考え、例えば、他の施設の連携による企画展の実施ですとか、それから専門的な研修、講演会への参加などを通じまして、専門的な知識の習得並びに魅力ある企画の立案と実行ができるように学芸員をはじめとしまして、熊野古道センター職員の人材育成を支援していきたいと考えますし、それによりまして、熊野古道の魅力を発信する展示や活動をより充実したものにしていきたいと考えております。

それから、熊野古道センターの博物館機能でございしますが、熊野古道セン

ターは開館15周年を迎えておりまして、その展示内容を再検討する時期にも来ていると考えております。世界遺産登録20周年、これは令和6年7月なのでございますが、それから熊野古道センター開館20周年、これは令和9年の2月でございますが、この二つの節目がございますので、改めて見直しの機会を設けまして、例えば、検討委員会のようなものを考えておりますけれども、この見直しの機会を設けまして、熊野古道の本質的な価値を重視しながら、例えば、調査・研究、収集・保存からの観点、並びに古道に関する歴史ですとか古道を囲む自然ですとか、古道を育んだ地域の文化など様々な観点も考えられ、博物館的な機能強化も含めて、古道関係者並びに有識者の方々の御意見を頂戴しながら、計画的な展示内容のリニューアルに向けた検討を行っていきたいと考えております。

〔34番 東 豊議員登壇〕

○34番（東 豊） 大変すばらしい御答弁をいただきました。心から感謝を申し上げます。

取り組む、委員会みたいなものをつくられて、発足して、もう一度検討するということですので、大変楽しみにしております。こういう新型コロナウイルス感染症、それから地方というキーワードで、学芸員の方が、今年度の春から2人増え、秋には3人目が増えて、これはすごく能力やそれぞれの経験とか、これまで積んできた経験とかありますので、ぜひそれを十分に活用していただきながら、人材育成に努めて、ほかの人たちの人材も合わせて、取り組んでいただくことが肝要かと思えます。

ここで少し、この中身についてもちょっとお話をさせていただきます。釈迦に説法な部分があるかと思いますが、この間、企画展がありまして、それでちょっと写真を撮ってきました。

（パネルを示す）これは西国33巡礼札所所在地というのがございます。これは何を表しているかという、1番札所が青岸渡寺でございます。これは三重県には一つもありませんという意味の言葉を書いて、これで、伊勢から熊野、この青岸渡寺を目指した人が江戸時代に2万人もいらしたということ

です。

江戸時代、非常に多いんですが、それで（パネルを示す）これは道中日記ですね。各集落、これ越後から来ているんですけども、大体、二十何日間かけて旅行しているという絵です。これ、具体的に名前が入っていますので、ここからここまで歩いたんです。1日で、次から次へと歩くという相当健脚じゃないと歩けないというのが分かります。越後の魚沼を出発して、およそ2か月半の道中記です。お金が幾らかかった、どこに泊まったというのを、これはもう集落の人たちに情報共有したと。次は、来年はみんなで行こうねというような意味合いがございませう。

それから、江戸の文化、（パネルを示す）火事とけんかは江戸の華という言葉、よく言われます。気が短い、言葉が非常に短いということもあって、気が早いということがあるんですが、火事は非常に多かった。けんかも多かったわけですが、こういう文化が、伊勢の地でいろいろと意見交換されて、こういう文化だよねというところなのです。

ここを少しお話したいなと思うのですが、映写資料はこのままで結構かと思ひます。300年前の江戸時代、1707年10月28日に宝永の大地震があったんです。今で言う南海トラフ地震で震度7だったそうです。そして、49日後の12月16日には、富士山が大噴火しているんです。2週間も続いたと、だから江戸が火山灰だらけだったと。宝永地震は、東海、南海地震で津波の被害も甚大でありました。江戸時代の文化を研究している人の話、これは原稿にはないんですが、法政大学の田中優子という総長がおられたんですが、この公開講座の一つ取って聞かせていただいたときに、参考にして今お話をさせていたしております。江戸時代の天災と共存した人々の教訓からというテーマだったと思ひます。

そのときに出た話を紹介させていただきます。江戸時代の教訓、海や川のそばに家を建てない。これ、津波や洪水を避けるという意味です。川のそばの木は切らない。これは城や城下町が次々と建設されたんだそうですね、1600年代に。山の木を大量に切った、洪水がその後頻発するようになったと

ということです。そして、3番目なのですが、徹底した自助と共助の精神、公助にはあまり期待していなかったと頼らなかった。つまり、そして、後片づけは笑い飛ばすんだそうです。これが江戸の文化だったというんです。江戸の人は、さほど死を恐れなかったことや、火事のときでも談笑しながら片づけをする人々の姿があった。つまり、気を落とさず、上を向いて、前を向いて前進する姿、天災が続いても、もう毎年、毎年、江戸の大火があったんです。天災が続いても、町民はにぎやかに談笑しながら、いわゆる復旧をしていたという、文献にはあるようです。

この今の映写資料の図版は、これ図版ですので、印刷物になったものを資料として作成しました。これは、貧しい下級武士が自分のありたけの米で握り飯をつくり、町で配るシーンなのです。安政見聞録にあり、握り飯がなくなると、飯屋と看板が出ている店に入り、飯を全部売ってくれと言って、それを見知らぬ者同士が協力しながら、自力で生き抜いていくという精神、助けたいという気持ちが人から人へと伝わっていく事実であったということです。

そのときのお話に出てきましたが、貧乏人はいるけれども、貧困は存在しなかった。文化は残るが、文明は滅びる。また、自分の農地を整然と保つことにかけては、世界中で日本の農民にかなうものはない、つまり、これは欧米の人から見た目だったと思います。エドワード・シルベスター・モースという方が、「日本その日その日」の文献の中とか、あるいは渡辺京二の「逝きし世の面影」で紹介された複数の外国人の証言から読み取れたところです。江戸時代のことですが、歴史文化の一端を感じた次第です。そんなような江戸の文化というのは、非常に今の日本の精神的な文化には大事なところ。それが、今で言うSDGsの基にあったのではないかなというふうなぐらい思っています。

次の質問に移ります。

2番目、生活環境保全林の活用についてと通告させていただきました。

生活環境保全林というのは、森林の持つ国土保全機能を合わせて、保健休

養機能を発揮させるため、森林の整備とともに、歩道、東屋などを設置したものです。県民の皆様には、森林散策や自然観察などレクリエーションの場として親しまれています。さらにコロナ禍の現在、日常生活などの変容により、安全・安心かつ豊かな自然を求めて、森林とのふれあいをこれまで以上に求められている状況です。

これが、（パネルを示す）映写資料を作りました。これは、担当の人に作ってもらった一覧表ですが、古くは27地区あるんです。昭和48年から平成16年まで整備されてきました。

このほかにも、多目的保安林総合整備事業であるとか、ミニ生活環境保全林整備事業であるとか、県下で54地区あるんです。一部は既に県から市町へ移管を業務としてされていらっしゃるところがあるんですが、残りの地区の維持管理、補修については、県が行っているという状況ですが、ここで問題なのが、利用者が少なかったり、老朽化が著しく、利用不可、つまり立入禁止になっている箇所も数多くありますし、修繕の要望が出ているのもあります。生活環境保全林を適切に、維持管理、補修し、県民の憩いの場として、さらなる（パネルを示す）これが全県下に配置されたマップであります。お近くの環境保全林が御確認できるかと思いますが、県民の憩いの場としてさらに心身の健康づくりの場として活用するべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、財源のことは、いつも担当部局の方おっしゃっています。財源にみえ森と緑の県民税を活用してはどうかと、市町ではなくて、県が活用できる部分について活用されてはどうかと思います。三重の木づかい条例も制定され、森林教育や木育の推進、木を知り、木を使い、木を生かし、森を育む、そして地球環境を守るということがうたわれている一方で、これからちょっと何枚か、現状、（パネルを示す）これが、伊勢市とか、南伊勢町とか（パネルを示す）行かせてもらいました。これはもう良好に、皆さんいつも歩いていらっしゃるんですが、こんな感じですね。（パネルを示す）非常に歩きやすい。ただ、ここからが（パネルを示す）こういう状態も目につきます。結

構な箇所でこんな状態です。獣害もあろうかと思えますし、当然、腐っていくという部分がございます。それから（パネルを示す）、土砂がこのようにしてあって、（パネルを示す）立入禁止、（パネルを示す）危険箇所、これがもう一番、何かすぐにでも直してほしいなという御意見です。

そんなようなこと、私も地元にもありましたので確認いたしました。やっぱり人が多く出入りするところはきれいにされている。でも、それ以外は、あまり整備されて、維持管理されていないというのが現実です。三重の木づかい条例の中にあるんですが、公共建築物を木造化、木質化するということは大変よいことなのですが、外部仕様、つまりこういう手すりとか、外壁とかということになれば、定期的に劣化状態を確認し、維持管理、補修がされなければならないと思います。それは、例えば、5年に1回とか10年に1回とか、ちゃんと点検して直していく。これが、小さいことかもしれませんが、草刈りもするということになるわけですが、こういうことが本当の意味で、自然豊かでふれあう三重県であるということアピールできるのではないかと思います。

農林水産部長にお尋ねします。その認識と課題への対応の御答弁を願います。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、生活環境保全林の活用と財源としてみえ森と緑の県民税を活用できないかについてお答えいたします。

森林散策や自然観察などの場である生活環境保全林の維持管理につきましては、先ほどもありましたように市町からの要望に基づき、県が遊歩道や防護柵などの施設補修を行っているところです。

生活環境保全林には、老朽化が著しい施設が多い中、全ての補修要望に応えられていないこと、さらに安全性の観点からその利用を一部制限している施設があることも認識しているところです。

県では、みえ森林教育ビジョンに基づき、県民の皆さんの森林、林業への理解促進に向けた森林教育に取り組んでおり、県民の憩いの場としてレクリ

ーション機能が高い生活環境保全林のさらなる活用が必要と考えています。

このため、今年度から、県内全ての生活環境保全林を対象に、施設や活用の現状調査を開始しており、来年度にかけて、市町と新たな生活環境保全林の活用について検討することとしています。さらに、生活環境保全林を野鳥観察や森林の働きを学べる森林教育のフィールドと位置づけ、持続的な活用に向けた計画的な施設補修や再整備を行う財源としまして、みえ森と緑の県民税を活用することについても併せて検討してまいります。

〔34番 東 豊議員登壇〕

○34番（東 豊） すてきな御答弁をいただきました。

早速、取り組んでいただき、私、この一般質問の準備は、実は去年の秋頃からしまして、現地をぼちぼちと歩いてまいりました。その中で、担当の方と打合せ、打合せというか意見交換をする中で、やっぱりこれ、取り組んでいかないとねという話がベースにあったと思います。いい御答弁なので、早速、計画的に取り組んでいただきたいと思います。

その中で、鳥の話が出ました。森林教育とありました。空の鳥を見よという言葉があるんですが、（パネルを示す）森づくりの手助けをしている野鳥のお話を少しさせていただきます。

これは、御存じの方いらっしゃると思いますが、イソヒヨドリです。本当に身近にいて、人懐こくて、かわいらしい。色もすてきです。これ、雄ですからきれいなのです。（パネルを示す）次が、これは、カワセミです。ちょっと背中が青くてもう少しもやもやとしていなくて、ばしっとしている鳥ではあるんですが、これも留鳥といういつもいる鳥なので、ただ、このカワセミは非常に警戒心が強くて、ちょっと見るとすぐ飛んでしまいます。これは御存じですかね。（パネルを示す）これ、ヒノキの枝にとまっていますが、これから、4月になると本当に身近に見られますし、とてもきれい。オオルリです。オオルリというのは、割と低いところにいますが、これの小さいバージョンがコルリというのですが、1000メートルぐらいに行かないと見られないということです。私の家の周辺では、こんな鳥がふだんから見るこ

とができます。

鳥のえさは、動物質として昆虫やその幼虫なのですが、さっきのイソヒヨドリがくわえていますように、幼虫は、森林害虫となるものが多いと言われています。1年間に1羽の野鳥が食べる幼虫摂取数というのがありまして、先ほどの写真は、日本野鳥の会の会員の方が撮られた写真で、私のものではありませんが使わせていただきましたが、大体8万頭から9万頭を食べると言われています。1羽の野鳥が。冬場は木の実もよく食べます。特に、赤い実は目立つので、よく観察することができるんです。庭に木があると、そこにとまって赤い実をいつも取りにきます。果肉や皮は体内で消化されますが、種は糞として排出され、親の木から数十メートルから数百メートル、あるいは数キロ離れたところに落とされて、発芽し、成長し、新たな木となります。さらに、野鳥の糞には、窒素、リン酸、カリウムの窒素が含まれていますので、野鳥によって散布されているというわけです。つまり、新しい森づくりの手助けをしているというわけです。

森林散策をすると、必ず野鳥に出会います。森が崩壊すれば野鳥もすめなくなり、野鳥がすめなくなれば、虫が増え、木が枯れてしまいます。虫もすめなくなり、ダメージが大きいです。自然の力を利用して森を育てていくためには、できるだけ多くの野鳥がすめるようにする必要があります。そのためには、変化に富んだ森をつくり、田や畑、草地や小川や沼など適度に混ぜ、モザイク状になった環境をつくるが必要になってまいります。

人も含め、生物が永続的に繁栄していけるためには、生物多様性をいかに高めていくかが重要な鍵となります。整備された生活環境保全林を散策することによって、森林教育が自然と一層進むというお話をさせていただきました。

続きまして、3番目の質問に移ります。

アフターコロナに向けたみえの新たな観光地づくりについてであります。

現在の観光産業は、新型コロナウイルス感染症によって非常に厳しい状況に置かれています。その回復のために支援策もいろいろな形でなされている

ところですが、三重県の観光振興を考えたとき、コロナ禍前に戻るのではなく、コロナ禍前以上の価値をカスタマーに提供する体制が必要で、大きく飛躍するための準備と戦略の構築がなされなければなりません。コロナ禍以降は、アドベンチャーツーリズムやレスポンスブルツーリズム、エコツーリズムなど循環型で持続可能なプログラムの造成やコンテンツが重要で、世の中が変わっても地域が元気であり続けるために、新たな決意を持って観光施策に取り組み、そして観光立県の未来図を描けなければならないと考えます。働き手、住まい方が従来に比べて大きく変動しています。多様化しています。自然環境などに触れる旅へのニーズの増加や、大都市部には、地方部にふるさとを持たない若者が増えています。田舎に憧れを持って、関わりを求める動きもあります。

例えば、中川議員からの先ほどの質問もありましたが、インバウンドの話少し事例を紹介します。

これは、（パネルを示す）2年前、2002年に1人当たりの観光消費額が最も高い、世界で最も多いと言われるオーストラリアの富裕層の行程であります。3月中旬から日本に入ってきて、いわゆるアッパーミドルの富裕層の人たちの旅行コースですが、23日間かけて、日本列島を4島、縦断のお花見ツアーなのです。2020年ツアーは結局新型コロナウイルス感染症で中止となりました。

そして、これが（パネルを示す）毎年、もう8年ぐらいかな、毎年来ていただいています。同じ時期に。これは、熊野古道、三重県では1か所だけ紀北町に3日泊まっただくんです。あとは、全国回らないといけないので、特にセントジェームスレールという会社なので、鉄道を使って旅行するということがうたわれています。これは、そのときの集合写真です。

そして、もう一つ、これは、（パネルを示す）6年前か7年前だと思えます。友人を通してですが、シンガポール在住のフランス人とイタリア人の御夫婦がプライベート旅行でこういうオーダーだったんです。日本の昔ながらの農業を体験したいが行けますかと、分かりましたということで5月に来日

していただきました、シンガポールから。苗植えをしていただいたんです。そして、9月には、こうやって並んで（パネルを示す）苗植えをするというのは非常にきれいな、日本人らしいと言って喜ばれていました。9月には、もう一回植えたところを稲刈りに来たんです。これもはざかけして、天日干しをして、お米にして持って帰りました。ほかの観光地は寄らなかったという話です。

知事が、（パネルを示す）前に所属していらっしゃったJNTOですが、観光庁が、今、国内観光需要の掘り起こしとして新たな取組を行っています。去年の10月ぐらいからスタートしていると思います。第2のふるさとづくりプロジェクトということがございます。有識者の方が五、六人かな、入って、第2のふるさとづくりというのをこれから実証モデルをつくらうとしていますが、私が先ほど御紹介したのは、その先進事例にはなるんじゃないかなということで、ちょっと紹介だけをさせていただきました。

数年前に、日本政府観光局を訪問したときに、そのときに六、七年前だと思いますが、インバウンド政策について、当時4000万人、年間6000万人というめどが立って、新型コロナウイルス感染症ということは前提になかったので、そういった意見交換をさせていただいたというところです。

新たな観光地づくりに向けて、知事に御質問を申し上げますが、知事は就任直後から三重の魅力を生かした拠点滞在型観光を推進していくとの発言が何度もありました。先ほども中川議員の質問にも、お答えしていただきましたが、拠点滞在型観光では、気に入った場所に長期に滞在し、周辺を周遊し、滞在時間が長くなることで観光消費額が増えていくというスキームだと思います。やがては交流人口が、関係人口が増え、やがて移住へとつながることの期待もできるということでもあります。

知事に質問しますが、三重県では、北勢、中南勢、伊賀、伊勢志摩、東紀州の地域、それぞれに特色がございます。アフターコロナに向けて、それらの地域の特色を生かした新たな観光地づくりが必要かと思えます。

知事は、県内のこれまで五つのエリアというふうにして分けて質問もしま

すが、特色をそれぞれどのように捉えているのか、五つの地域を、また構成する各市町との連携が最も大事だと私は思います。その連携がどのように取り組もうとしていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 外国の方が、東紀州地域に長い日数滞在をされて、東紀州地域の文化と自然に触れられるという話を伺いまして、非常にいいことだと思います。多くの方々に、これは外国だけではなく、日本もそうなのですけれども、三重県に来ていただいて、特に東紀州地域も来ていただいて、そこに長く滞在をしていただくと。これから、そういう観光を目指していくべきだろうと私は思っております。

御質問いただきましたコロナ前と比べて、コロナ後は、恐らく観光の仕方も変わってくると思います。

体験型の観光、あるいは自然、ワーケーションなんかもどんどん進んでいますので、そういったものに基づいて、体験型自然、こういう観光というのは増えてくると思います。当然、歴史とか文化、以前からありますけれども、そこも、一緒になって観光するということが増えてくると思いますし、時間的な余裕も出てきていると思いますので、そういう意味では、長期滞在型の観光を思考するようになってくるのではないかなと考えているところであります。

熊野は、冒頭、議員からもお話いただきました。現在、過去、未来、日本人の死生観に通じるところがあるというお話でありましたし、黄泉比良坂とのゆかりがある地域であるということでもありますので、そういったところも大きく打ち出していけるんじゃないかと考えています。

残念ながら、令和2年の三重県の平均宿泊数は、1.1泊、これ、実は、中京圏に近い近畿圏に近いというメリットあるんですけど、それがデメリットにもなってしまって、日帰りでも来られる場所だとか、あるいは1泊で十分に帰れるみたいなことがあるので、これをもっと伸ばしていく必要があると思っています。全国平均で1.33泊ですが、1.1泊なので、これをもう少し延

ばしていく。そのためには、観光の三つの要素、私は、宿泊と食と観光資源やと思っていますけれども、東紀州地域は歴史、文化、これ、当然ありますし、それから自然、山や海あります、マリンスポーツもあります。私も行かせていただきましたけれども、海での活動もできます。また、森林浴なんかも先ほど鳥の話もしていただきましたけれども、そういう癒やしの場所であると私は考えております。

また、例えば、東紀州地域は、鬼という地名が多いと伺っています。九鬼なんかもそうですし、鬼ヶ城もそうですけれども、木本ももともと、もう、あれ、今は植物の木ですけど、昔は鬼と書いたとも聞いています、一説には。これ、平城京の鬼門であったということから、鬼という地名が多いということでありました。また、山を越えて攻められると平城京って割と強い都だったんですけど、山を越えて攻められると弱いということで、あの辺は怖いところなんだということで、そこに近づかないようにしたという話も聞いている、防衛策の一つとも聞いています。そういう鬼をめぐる地名を巡るというようなやり方もひょっとしたらあるかもしれませんし、日本国内には鬼という名前がつく地名を持つ場所もあります。例えば、鬼無里とか、そういうところと、そういった形での鬼をめぐるサミットみたいなことも、場合によるとできるんじゃないかと考えていたりします。

これ、いろんなアイデアがあると思いますので、これを自治体の方々と御指摘いただいたような市町の方々とよく話をして、どういう形が取れるのかというものをつくっていくんだろうと思います。地元の方々は、その地域のことをよく御存じであります。それを世界にどう売っていくのか、それと日本国内、どう売っていくのか、これは観光のプロが知っているところなので、そこをうまく結びつけていく、これが重要だと思えます。

三重県は北勢、中南勢、伊賀、伊勢志摩、東紀州、いずれも観光魅力にあふれた場所でもありますので、ここを、さらにそれぞれの特色あります、北勢地域であれば産業観光なんかもありますし、そういったものをこれから磨き上げて、市町とも連携しながら進めていきたいと考えております。

[34番 東 豊議員登壇]

○34番（東 豊） ありがとうございます。

磨き上げ、ブラッシュアップという言葉は、単純でいいんですが、ぜひ市町と連携を取って、一緒に共同歩調で進められていただきたいと思います。

あと3分、時間をいただきました。私が、一方的にお話しするかもしれませんが、二つのお話をさせてください。

これは、映写資料3枚です。（パネルを示す）これ、御覧になられたことも多いかと思いますが、今から95年前の昭和2年の資料です。日本初の旅客用索道が運行されました。紀伊自動車株式会社が、尾鷲と木本を結ぶ道路の途中にある矢ノ川峠で、当時のバスでは登坂が不可能であったため架けたものです。全長が1200メートルほど、標高差が400メートルぐらいとぼんと上がっていくので、結構迫力あったと思います。索道の定員は2名です。これを25基つり下げた。単線自動循環式だったということでございます。10年間運行したんですが、昭和11年には道路が改修されて、当時、鉄道省と言われた省営自動車が営業され、休止、廃止となったとの記録がございます。

当時、熊野のすごく富豪の方が（パネルを示す）T型フォード10台を買いそろえて、これ、省営自動車路線が多気から三瀬谷、三瀬谷から大内山とかどンドン伸びてくるうちに、終点にお迎えに行って、このリフトまでお届けしたというような写真でございます。採算を度外視して運行されたということでもあります。

現在、尾鷲港のみなとまちづくりが検討されているところです。観光面ではクルーズ船誘致がテーマとされています。国立公園との関係性も課題も多くあるかと思いますが、大台ヶ原の観光ルートへのアプローチも、ぜひ、考えていかなければならない課題ではないかなと思います。

もう一つ、こんな形で行きました（パネルを示す）。そんな感じですよ。

とても着ている服装もそうです、非常にモダン、昭和2年のことです。こまでT型フォードで乗りつけて、乗っていただいているということです。

もう一つ、お話をします。

1分ちょっとあるとは思いますが、2014年にダボス会議と言われるいわゆる世界経済フォーラムというのがございました。

そのときに、安倍総理が基調講演したんです。その基調講演が、拍手大喝采だったんです。それは、どんな中身だったかと言いますと、日本の経営の基本である、当時、伊勢商人とか大阪商人とかあるわけですが、近江商人が言われた三方よしの中身であるわけです。これはE S G投資につながるものなのですが、環境に配慮した会社がこれからは伸びていく、あるべきだ。日本はそれをやってきたんだと。200年続く世界の企業が6000社あるんだそうです。経済会議ですから、6000社、世界各国に200年以上続く会社、そのうち半分が日本にあるんだということなのです。これは、日本の文化そのものだ、いわゆる持続可能性を求めた日本の経営体質で、売手よし、買手よし、世間よし。この三方よしが結実した結果だということでございます。

一方的にお話をしましたので、御質問をして、丁寧な御答弁いただきましたことを心から感謝申し上げます、御期待申し上げます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。22番 稲森稔尚議員。

[22番 稲森稔尚議員登壇・拍手]

○22番（稲森稔尚） 伊賀市選挙区選出、草の根運動いのが稲森稔尚です。

今日は、まず、J R 関西本線亀山ー加茂間の利用促進と活性化について質問いたします。

J Rの関西本線なんですけれども、（パネルを示す）こんな非常にきれいな、J Rの柘植駅と新堂駅の間なんですけど、アジサイが咲いていまして、今朝もこの列車に乗り継いで、ここまでたどり着きました。

鉄道を利用しますと、朝早く起きて、着いたらコーヒーを飲む時間も少しあって、質問も考えながら、どれぐらい、万歩計みたいのをつけているんですけど、朝来ただけで2000歩歩いて、非常に頭が今クリアな状態で質問できるという、そういう鉄道のメリットがあるんだなと思いました。

J R西日本は2月16日に、利用者が特に少なくなっている、1日当たりの輸送密度2000人未満の30路線を対象に、これまで明らかにしてこなかった線区ごとの収支の状況を初めて公表する方針を表明いたしました。

輸送密度が2000人未満の線区については、大量輸送機関としての鉄道の特性が発揮できておらず、一事業者の経営努力だけで維持していくことは非常に困難になってきているとして、ニーズに合った利用しやすい最適な地域交通体系を地域の皆様とともに作り上げていく必要があるとしています。

具体的な収支状況を示すことで、今後の路線の在り方への議論を進めたい考えがあるものと見られています。

もう一個なんですけど、（パネルを示す）こちらが今回発表された30路線の収支状況ですけど、ここには、J R 関西本線の亀山ー加茂間が含まれています。J R西日本が今回公表する基準としたコロナ以前の2019年の輸送密度は1090人、2020年度は722人と厳しいものになっています。

そこで、これまでの県の利用促進、活性化の取組は十分だったのかどうか伺うとともに、知事は、今回のJ R西日本の方針に対してどのような危機感を持って対応していく考えなのか、利用促進と活性化に向けた知事の御所見をお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 関西本線でありますけど、小学校のときに、ここ、まだ特急が走っていたと思うんですけども、それに乗って関西のほうに行ったことを思い出します。

また、10年ほど前ですけど、関西に私が勤務しておりましたときに、地元亀山に帰るときに、車で帰ってくることもあったんですけど、奈良を回って、加茂で乗り換えて、亀山まで電車と言いたいんですけど気動車で帰ってきたことを覚えております。

加茂での乗り継ぎは割と時間ぴったりに乗り継げるので、そんなに不便はなかったんですけど、大和路線に比べるとやっぱり本数がちょっと少ないので、時間をしっかり見ていかんとあかんなところがありました。それと、やっぱり時間がかかるので不便だなという気はしています。

今回、J R西日本が路線ごとの輸送密度を公表したということを知りまして、やはり輸送量を見ると、厳しい状況やなと思います。

県はこれまで、関西本線整備・利用促進連盟、伊賀市や亀山市と一緒に考えてきております。こういう話が出て、実はJ R西日本から、三重県庁に説明に来たいという話がありましたので、その話、私、すぐにある事務方から話を聞きまして、それはこっちから行ったほうがええでということで、早速、先週ですけども、担当部長に行ってもらいました。関西本線の重要性とか維持の必要性を話してきたところであります。

また、亀山市長とも電話で話しまして、あそこには歴史的な鉄道の施設というのもあります。そういったものもこれからも使いながら、J R西日本に重要な鉄道なんですよって話していかないかんと思います。

ただ、私も交通行政、長いこと携わってきましたけど、やっぱり利用せんと、プライベートカンパニーで経営していますので、あかんのですね。今日、議員、朝汽車に乗っておいでになられたと、非常によかったというお話、言っています。

大事なのは、やっぱり交通弱者であるお年寄りや、それから学生、この人

たちっでもう汽車を使うしかないんですね。そういう人たちがずっと汽車に乗り続けられるように、鉄道を使えるように、そうではない人、勤め人の人ですね、例えば伊賀市から津市へ来るような人、この人たちがなるべく汽車を使うていただくということが大事なのであります。

交通行政をやっている、やっぱり地元の鉄道文化なので残してくれとかおっしゃるんですけど、それじゃ、自治体がお金を出しますかという、もうそこは出せやへんと。そうすると、やっぱり使うしかないんですね。我々は、行政としてはいかに地元の人に使っていただくかということを考えていく必要があるだろうと思っております。

亀山市は、この議会でもお話し申し上げましたが、将来、リニア中央新幹線の県内駅ができるわけでありますので、そこからのフィーダー路線としても関西本線は使えると思います。

また、関西本線はその名前が示すように、かつてはやっぱり国鉄の大動脈であったわけですので、これを何とか残してもらって、特に交通弱者ですね、お年寄りとか、あるいは学生の方々が不便を被らないように駅舎の改良も必要だと思えます。亀山市は一生懸命駅舎の改良もやると言ってくれていますので、そういったところも含めて、とにかく真摯に鉄道会社と地元と、それから我々が話をするということが重要だと思っている次第でございます。

〔山口武美地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（山口武美） それでは、私のほうから、これまでの県の取組についてお答えをさせていただきます。

県では長年、沿線自治体、これ、他府県も含めてですけれども、関西本線複線電化促進連盟として複線電化による輸送力の増強を要望してきたところでございますけれども、利用者の減少になかなか歯止めがかからんなどというようなことも含めた上で、どうするかということで、平成30年8月に名称変更いたしまして、関西本線整備・利用促進連盟として、とにかく利用促進策を重視してやっていこうやということで、これまで取り組んできているところでございます。

こうした中、令和3年3月からは、これまでも要望してきた亀山ー加茂間でＩＣカードの対応がなされ、関西本線全区間でもＩＣカードの利用が可能となったところでございます。

これについては、以前、稲森議員のほうからも質問いただいているところではありますけれども、そのような中、ＩＣカードエリア拡大を祝って、柘植駅で記念式典が開催されたりとか、ＪＲ西日本ではＩＣＯＣＡポイントキャンペーンを実施、また、伊賀市では市民にＩＣカードを配布などしていただいたりして利用促進を呼びかけるなど、連携した取組をなされているところでございます。

また、これまでの要望活動に加えて、ＪＲ西日本とは、実務者レベルで沿線住民への影響が大きいダイヤ改正などの早期の情報提供や地域と連携した利用促進等についても、意見交換会を実施しているところでございます。

そういう中、昨年11月には、伊賀市とＪＲ西日本などの連携事業として、古民家を改修した分散型ホテル、ＮＩＰＰＯＮＩＡ ＨＯＴＥＬ 伊賀上野城下町の取組であったりとか、または、笠置駅に設置したストリートピアノの取組、また、駅と目的地をつなぐデマンド交通やイベント等の意見交換、情報共有をしながら、今後も新しい生活様式の移動需要等も見込みながら検討しているところでございます。

そういう中、県におきましても、通学に公共交通を利用していただくということで、県のホームページに、県内高等学校の公共交通機関の最寄りの鉄道駅とバス停及び学校までの目安となる所要時間等の情報を掲載したものを共有させていただいたりとか、チラシを中学校の進路面談のときなんかにもお配りした上で、ここの学校はこういうのがありますよ、こういうふうな公共交通で通えますよというようなことも、入学される前に共有しているところでございます。

そういうようなことを含めまして、今後も引き続き、沿線自治体が連携した上で、利用促進につなげる取組を進めてまいりたいと思います。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 今いろんなことをおっしゃいましたけれども、今から大事なことを2点言いますので、ぜひ聞いていただきたいと思います。

これまでも、私も2018年の6月に、一般質問でJR関西本線の活性化について取り上げてきたところですが、JR西日本に対して一方的に要望活動を繰り返すだけの関係を見直すべきであるということ、特に、JR西日本が滋賀県をはじめ自治体と包括連携協定の取組があるということ、こういうことを参考にしながら、県と鉄道事業者が定期協議の場を持ち、行政の枠を超えて、沿線全体を見渡して、協働した取組を行えるような関係構築を図っていくべきということを申し上げました。

残念ながら、県の動きとしては、積極的な動きは感じることはできません。これから沿線に関係する皆さんとともに明確な目標を共有すること、正確な情報と危機感を共有していくということが大切です。

その上で考えてみたいのが、鉄道が持つクロスセクター効果です。地域公共交通のクロスセクター効果とは、地域公共交通の廃止したときに追加的に必要となる多様な行政部門の分野別代替費用と、運行そのものに負担している財政支出を比較することにより把握できる地域公共交通の多面的な効果です。

地域公共交通を充実させることは、観光をはじめ地域経済の活性化にもつながってきますし、まちづくり、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野でもこの行政経費を削減できるという定量的な効果を前向きに発信していく必要があると思います。

県として、鉄道が持つクロスセクター効果をどのように認識しているのかお答えください。

JR西日本は、企業理念の一つに地域との共生を掲げ、ほかのJR各社と比較しても、自治体との連携に積極的です。滋賀県以外にも、京都府とは子育てに関する連携協定、福井県とは、越美北線の観光利用促進に関する連携協定をはじめ、岡山県、神戸市、堺市、奈良市など数多くの自治体等との連携協定に基づく取組を進めて、鉄道の活性化のみならず、その地域の価値、

エリアの価値を高めていくということにもつなげています。

群馬県や徳島県では、具体的なアクションプログラムを策定し、数値目標を含む計画的な利用促進に取り組んでいます。

北海道や愛媛県では、公共交通の利用促進に取り組む企業や事業所の認証制度を導入しています。

三重県のこれまでの公共交通の利用促進策で大いに欠けていると考えるのは、まず、パートナーシップに欠けているということ、それから、戦略性や計画性がないということだと言わざるを得ません。

そこで、JR西日本の問題提起に危機感を持っていただいて、PDCAサイクルの見える利用促進策、JR西日本との利用促進に関する連携協定の締結、企業や学校、地域との連携した利用促進など、具体的な取組を総力を挙げて進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔山口武美地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（山口武美）** 2点質問をいただきました。クロスセクター効果についてと、それと、連携等も含めた取組についてということで。

まず、クロスセクターについては、今議員のほうからも御紹介ありましたけれども、いわゆる収益が経費を下回るような、赤字と言われるようなところの地域公共交通を公的資金で支える意味合いを定量的に評価するために活用されているところがございます。

これについては、副次的効果といいますか、地域の住民の方々がどれほどそれにお金をかけているんだというようなことも含めて、もう本当に自分事のように知ってもらおうというような意味合いもあるのかなと思っています。

そういう中で、路線の収支状況や廃止された場合については、医療であったりとか、商業であったりとか、教育、観光、いろいろと及びますけれども、そういうようなことも含めて情報を共有する中で、今後取り組む必要があるのかなと思っています。

このため、私どもとしまして、関西本線、重要な路線として維持していくというのは、これはもう間違いないことですので、積極的にその

ようなことも含めてやっていく必要があるのかなと思っていますけど、まずは、利用促進に向けて協力いただけるような、ありとあらゆることをやっていきたいと思っています。

それと、もう1点ですけれども、連携についてということなのですが、これについても、先ほど知事のほうから話ありましたが、先般お伺いしてきましたとき、近畿統括本部のところへです。

そういう中で、どのような連携が他の自治体等もあるかということは、私も研究はさせていただきましても、いずれにせよ、地域や企業と、それと何よりも地域住民の方が一緒になってやっていく必要があるのかなと思っていますので、その旨で、今後も優良事例も参考にしながら、一生懸命に取り組んでいきたいと思っています。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 他県の事例、他市の事例などを紹介しながら連携協定の取組なんかを紹介したのは、もう4年前のことです。今から他県の事例を照会していただいているような、そういうスピード感では困るんです。速やかにパートナーシップの方策というのを考えていただきたいと思いますが、具体的にどうですか。

〔山口武美地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（山口武美） 先ほど申し上げ方が、何か今の、4年前で止まっているみたいな感じに受け取られたか分かりませんが、実はそうじゃなくて、連携のほうにつきましても、今どういう形がいいのかということ、それと、JR西日本だけじゃなくて、その他の地域公共交通、またはそれ以外の広域の交通を担っていただいているところもありますので、その辺りを含めた上で研究していきたいと思っています。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 部長からお答えしたとおりでございますけれども、先ほどの答弁で申し上げましたが、やっぱり鉄道会社と、それから地元自治体、市町、それから必要に応じて私ども県と、場合によると、住民団体の方もお

られるかもしれませんが、そういう人たちとよく話をするのが大事でありまして、今回、地域連携部長はすぐ行きますと言って、JR西日本で話をしてくれました。

必要な連携を、今まで確かに十分でなかったところはあるんだと思いますが、これからしっかりと話をしながら進めていこうということになっています。

重要なのは、私も鉄道行政もやってまいりまして、交通行政に携わってきたので、そういった人脈も使いながらですね。実は、今回も地域連携部長に行ってもらって、いろんな知り合いの話もさせていただきまして、私も福知山線の事故の担当をやっていたので、事故のときに鉄道の企画官をやっていましたので、そんな話もしながら進めてまいりましたが、そういう人脈も使って話を進めていきたいと思っています。

いずれにしても大事なのは、やっぱり乗ってもらわんとあかんで、議員も今日、朝に乗ってきていただいた、非常にいい、帰りも乗っていただけると思います。

〔「一緒に帰りますか」と呼ぶ者あり〕

○知事（一見勝之） はい。ぜひこれからも使っていただきますように、よろしく願い申し上げます。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 知事の積極的な答弁だったんですけども、先ほどクロスセクター効果というのを申し上げたんですけども、あらゆる垣根を越えて、もう縦割りとか言っていられないような連携をして、これから総力を挙げて、公共交通というのはいろんな福祉有償運送とかタクシーとか、そういうところも含めてやっていかなきゃいけない上で、やっぱり推進力が必要だと思うんです。例えば奈良県では、公共交通の基本になる条例があったり、高松市では利用促進条例というのもあります。

交通の基本となる条例制定を考えたら、知事、いかがですか。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 前回もちょっとここで御説明、御答弁申し上げたかもしれませんが、ちょっと交通行政に関して言うと、もう県は国から直接権限を持っていないものですから、移管されてないので、実はその議論がまだ薄い感じのところはあると思います。

せっかく私は県に参りましたので、今の職に就きましたので、これからしっかりと議論して、何が必要なのか考えてまいりたいと思っております。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） ぜひ公共交通の基本となる条例の制定も前向きに考えていただきたいと思います。

家畜排せつ物の利用促進について伺います。

県内でも家畜排せつ物に起因する悪臭などの問題化、今顕在化してきていると思います。県として家畜排せつ物による苦情をどのように把握し、これから対応していくのか、環境対策に取り組んでいくのかということ、まず、簡単にお聞かせをいただきたいと思います。

あわせて、農林水産省は2020年の4月に、家畜排せつ物の利用促進を図るための新たな基本方針を公表しました。これで、今後、県としても計画をつくっていくということになると思うんですけども、例えば耕種農家の皆さんの品質のニーズに合った、例えばペレット化などの付加価値を向上させていくことや、メタン発酵などの家畜排せつ物のバイオマスエネルギーの利用と、こういうことも積極的に取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、今後の新たな計画策定に向けてどういうふうに取り組んでいくのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） まず、県内の苦情への対応等の課題についてですけれども、県内の畜産に起因する苦情は、毎年20件から30件程度の農場で発生しており、その多くが家畜排せつ物による悪臭や水質汚濁への苦情となっております。なお、伊賀地域では、毎年5件程度の農場で苦情が発生しております。

県では、これらの苦情への対応として、農林水産事務所が中心となり、市町など関係機関と緊密に連携を図りながら、原因の把握や原因に応じた改善策の実施に向け、畜産農家への情報提供や助言に取り組んでいるところです。

また、家畜排せつ物の利用促進に当たっては、これまでJAや肥料メーカーと連携しながら、水田の利用を中心に、稲わらと堆肥の交換を通じた水田農家と畜産農家の連携促進、あるいは、使い勝手を高めたペレット化による堆肥の流通拡大などに取り組んできております。

しかしながら、最近では、これまで発生した事例の一部が長期化する状況があります。原因の多くは大規模畜産農家において堆肥への利用が円滑に行われないことが挙げられ、経営規模に応じた堆肥舎の整備や利用者のニーズに応じた堆肥の生産とその利用拡大が課題であると認識しております。

今後も引き続き、畜産農家が地域の環境に配慮した農場経営を実施しているよう、経営規模に応じた堆肥舎の整備、新たな技術導入による臭気対策についても助言していくとともに、水田に限らず、広く地域における堆肥の利用を促進してまいります。

それから、新たな計画のほうでございますが、国から公表された新たな指針では、引き続き畜産農家をはじめ、地方自治体や生産者団体、肥料メーカー等による堆肥の利用拡大や、家畜排せつ物に起因する悪臭や水質汚濁への対応が求められております。

また、農林水産省から公表されたみどりの食料システム戦略では、国を挙げて、化学肥料の使用量低減や有機農業の取組拡大などを図る方向が示されました。

県では、こうした状況を踏まえ、家畜排せつ物の利用の促進を図るための新たな計画を作成することとしております。

新たな計画では、堆肥の利用拡大に向けて、有機農業などの拡大に向け、これまでの水田農業に加え、野菜、果樹、茶業に携わる農業者と畜産農家の連携促進、ペレット化や袋詰め商品の開発、あるいは電気や熱などのエネルギーとしての利用促進などの取組とともに、家畜排せつ物に起因する悪臭や

水質汚濁への対応として、経営規模に応じた堆肥舎等の増改築や機能向上、畜産農家と地域住民との信頼関係の構築などの取組をしっかりと盛り込んでいきたいと考えています。

今後、新たな計画について、畜産農家はもとより、市町や事業者など多方面から意見をお聞きした上で、令和4年度の策定を目指して作業を進めてまいります。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） ありがとうございます。

しっかり計画の策定のときに地域の課題というのを捉えて、目標を持って取り組んでいていただきたいと思います。

次、行きます。（パネルを示す）

出水期における河川工事の規制緩和について質問します。

三重県では、5月から10月を集中豪雨等で水の出やすい出水期としています。国土交通省も出水期を原則工事を行わないとしていましたが、近年の気象予報技術の向上を踏まえて、2017年より、出水期の施工の全国統一ルールを導入し、直轄河川工事対象に降雨量が多くなる出水期に洪水が予想された場合の現場作業員の安全確保や治水施設の維持などを前提に、出水期も施工可能な工事を指定し、年間を通じて河川工事を行うということを拡大してきました。

そのことによって余裕を持った工期の設定を行い、一時期に集中している施工工事の平準化につなげることで、建設業で働く皆さんの週休2日制など働き方改革を後押しすることとともに、施工可能な期間の拡大で治水対策の加速にもつながっています。

県としても、この出水期における河川工事を可能とする規制緩和を行うべきと考えますが、県土整備部長の見解を伺います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水野宏治） 出水期における工事の扱いについて御質問がありましたので、答弁させていただきます。

この工事の扱いについては、昨年から、国土強靱化対策といったものを加速させるためにどうすべきかといったことについて検討しているところでございます。

検討の視点として、二つの観点があると思います。期間の設定、あと、御指摘のように工種をどうするのかといったような視点があると思います。

まず、期間の設定につきましては、気候変動とかといったリスクだとか、あるいはもう破堤とかしたらどうしようかといった県民の生命、財産に直結する内容ですので、慎重に考えていきたいと考えております。

2点目の工種につきましては、御紹介いただきました国の取組を参考にしまして、先月18日、国と同様に、13工種に限定して、同様の措置を導入したところでございます。

今後は、導入後の結果を確認しながら、必要に応じて運用の改善に努めてまいります。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 前向きな御答弁ありがとうございました。

やはり、今日質問しようと思ったのは、県民の皆さんから治水対策をはじめとする要望は大変多いんですけども、1年間で工事できる期間というのは半年にも満たない、河川によってはもっと短くなっている、そこは非常に不透明だと思います。

身近な堆積土砂の撤去ですとか、樹木の伐採とか、橋の上部工とかであっても、出水期ということを理由に対応できないということに非常に疑問を持っていました。

そういう出水期における工事を来年度進めていく上で、しっかり各地域でモデルをつくっていただきたい、そして広げていただきたいと思います。

そのためには、例えば早期の発注、そのことを前提にした早期の発注に心がけるとか、そういう進めていく具体策というのをもう少しお聞きしたいんですけど、県土整備部長、いかがでしょうか。

○副議長（稲垣昭義） 答弁は簡潔に願います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水野宏治） やはり出水期の工事については、非常にセンシティブな内容でございますので、御指摘のとおり、全部が全部、一気に広げてってわけじゃないので、いろんなモデル的に試行しながら、確実に進めていきたいと思えます。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） ありがとうございます。

J R関西本線の活性化についても、それから家畜排せつ物の問題についても、今申し上げました河川工事の規制緩和についても、これからもしっかり議論していきたいと思えますので、今日、議事録に残ったということですので、どうぞ前向きな取組をお願いして、一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（稲垣昭義） 37番 今井智広議員。

〔37番 今井智広議員登壇・拍手〕

○37番（今井智広） 皆さん、こんにちは。公明党の今井智広でございます。

昨今、いろいろ感じることもありますけれども、時間が限られておりますので、早速質問に入らせていただきたいと思えます。

まず初めに、新たなビジョン・プランの下での県民意識の把握についてということで質問をさせていただきます。

三重県では、一見知事の下で、今新たなビジョンとなります、仮称ですが、強じんな美し国ビジョンみえ、そして5年ごとの計画となりますみえ元気プランが作成されようとしております。

この辺りのところは今後しっかりと、私も戦略企画雇用経済常任委員会にも入らせていただいておりますので、中身等については議論をさせていただきたいと、そのように思っております。

その上で、私自身、こういったビジョン・プランというものをしっかりと前に進めていく、プランの中で県としての様々な事業に対する戦略的な目標

を立てていただけるものと思っておりますが、その目標がしっかりと進捗をしているのか、また、その目標が県民の皆さんの生活の実感としてきちんと届いているのか、果実が届いているのか、各地域のにぎわいにつながっていているのか、その辺りがセットになっていかないといけないと思っております。

その意味におきまして、知事は、今回、ビジョン・プランをつくっていただくに当たって、今のコロナ禍の中で、今後、共生という意味のウイズコロナではなく、打ち勝つという意味でのオーバーコロナの意気込みで取り組んでいく、これには私も本当に賛成でございます。

そういった中で、本当に今、新型コロナウイルス感染症が長くなってきて、いろんなところで疲弊が起こっている、そういったところをしっかりと打ち勝って、また元気を創生していく、その意味におきましては、今回のビジョン・プランには大変期待しておりますので、よろしくお願ひします。

その上で質問となりますけれども、毎年の進捗管理をしっかりとしていく、県民生活の実態に即しているかどうかをしっかりと調査していくということにおきましては、これまで、例えば野呂県政では1万人アンケートということで実施されました。鈴木前知事の下では県民意識調査ということで、本年も第11回が年頭に行われたと、そのように伺っております。

やはり各年代、各地域にお住まいの皆さんから、生活実感としてどのように感じているかというのをしっかりと聞いていくことは重要であると思ひますが、一見知事のこのビジョン・プランの下でどのような調査を行おうとされるのか。

そして、DXの推進ということがあります。e-モニター制度というのもございます。e-モニター、今聞かせていただくと大体1200人ぐらいと伺っておりますが、この辺りの取組をどのように充実させていくのかをお教へ願ひしたいと思います。

市町長とは、先日、2月16日の地域づくり連携・協働協議会オンライン開催の中で、今後は、円卓会議、1対1の円卓バイ対話というものと複数の市

町長らと地域共通のテーマを議論する円卓トップ・グループ対話というのを4月以降開始されると伺っておりますが、この辺の県民の皆さんのしっかりと意識を把握していくための取組について御答弁をお願いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 県政を実施するに当たって、一番大事なのは、やっぱり県民の声をしっかりと聞いていくということやと思います。それから、実際に執行していく政策が県民にとってどんな意味があるのか、県民の皆さんがどんなふうな思いをその施策について持っておられるのか、これを都度やはり感じ取りながら、お伺いしながら、必要に応じてその行政展開施策も変えていくということが一番大事やと思っております。

今ビジョンとプラン、この間、概要案ですけど、お示しさせていただいたわけございまして、今後、これは県民の皆さんの御意見もお伺いしていかなきゃいけないので、パブリックコメントによって、ビジョン・プランを充実させていきたいと思っております。

さらに、その上で、御質問いただいたビジョン・プランに掲げさせていただいている施策、これを実施するため、その進捗管理はどのようにしていくのかということでございますけれども、1万人を対象としましたアンケート調査であります県民意識調査は非常にいい手段だと私も思っておりますので、これも活用していくことが重要でありますし、また、DXということでお話をいただきましたe-モニター制度、これ、1200人にモニター登録させていただいて、年間14回ぐらいと聞いておりますけど、インターネットで定期的にアンケート調査をする。もうこういう時代ですから、インターネットを使って意識調査をしていくということも即時性もありますし、県民にとっても煩わしさもないので、利便性が高い、いいツールだと思っております。

いろんなところでいろんなものを使いながら、県民の皆様の意に沿った行政ができていくかどうか、これは常にチェックをしていく必要があります。そういう意味では、県民の声相談室にいろんな声も寄せられますので、そういったものも耳を傾ける必要があると思っておりますし、議員が御指摘いただ

きました、私自身が地域に出向かせていただいて、その地域の話为首長、市長、町長から聞くというのも大事ですし、そのタイミングで住民の方々と膝を交えて、どっちが上、下じゃなしに、同じ立場で意見交換をさせていただくような円卓の対話というの必要やと思っています。それはバイでやる場合もありますし、マルチでやる場合も、これは市町の御希望によってそういう対応をしていきたいと考えているところであります。

いずれにしましても、県民の皆様の声が県政の一番のベースになりますので、しっかりと聞きながら、県政展開をしていきたいと考えております。

[37番 今井智広議員登壇]

○37番（今井智広） 御答弁ありがとうございました。

本当に知事が所信表明で聴政、いい意味での聴政ですね、皆さんの意見をしっかりと聞きながら県政を運営していく、そういったことが、今約6か月たとうとしており、また、ビジョン・プランを実際につくっていただいている中で、改めて今確認させていただきましたので、本当にこれからビジョン・プランの最終案になるまでの間のパブリックコメント等も含めた県民の皆さんからの意見を尊重しながらつくり上げていく、充実していくということでもありますし、その後の進捗管理も、県民意識調査という名前がどうなのかということ、私の中では大した問題ではなくて、しっかりと県民の皆さんの意見を反映させていって、毎年の行政展開方針のほうに反映していくということが大事ですので、そういった姿勢を聞かせていただき、ありがとうございました。しっかりと期待しておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の項に入らせていただきます。

県民の命を守る自殺防止対策への取組についてということで項目を挙げさせていただきました。

私自身、これまで医療のほうに大変興味を持っておりまして、私なりの命を守らせていただくような取組はできないかということで、これまでがん対策でありますとか、ドクターヘリをはじめ救急医療対策など、いろいろと取

り組ませていただけてきたことですが、今回は、この自殺防止ということについて取組をさせてもらいたいと思います。

昨年の2月定例会議のほうでも、今、議長席に座っていただいておりますが、稲垣議員のほうから、子どもたちや若い方の自殺が増えている、また、小島議員のほうからは、女性の自殺が増えてきているんじゃないか、しっかりと自殺対策を三重県にやってもらいたい、そういった御質問もあり、部長のほうからも、相談体制の拡充であるとかSNSを活用した、また関係団体との連携をしっかりと取っていく、取っているということをお話いただいたところでございます。

先ほど申し上げたように、例えばがん、救急医療というのは、専門の先生方にその命を救っていただく、それまでの搬送であるとか、そういったところを私のような立場であれば、そういった体制づくりということにこれまで取り組ませていただいてまいりましたけれども、自殺というのは、WHOのほうで、自殺はその多くが防ぐことができる社会的な問題と明言していただいているように、自殺というのは誰もが、救われる側にも、また救う側にも、守る側にも守られる側にもなり得るところでございます。言い換えれば、本当に社会のつながりの中で、いつもといいますか、周りの方々とのつながりを大切にしながら、その方の置かれている状況、また、声を聴いていくような対話をする、そういった活動が重要になってくるんじゃないかと、そのように思っております。

そして、今回取り上げたのは、明日からがちょうど自殺対策基本法の中で、3月が自殺対策強化月間の1か月となっております。また、来年度は、第4次の自殺対策行動計画がつくられるという形となっております。

現在は、（実物を示す）この第3次の自殺対策行動計画は来年度末までということで、来年はその策定業務に入っていただきますので、オール県民でしっかりと自殺対策を進めていくということが重要だと思っております。

新型コロナウイルス禍において、今回、来年度予算の医療保健部のところを見せていただくと、新型コロナウイルス感染症対策の中に自殺というもの

が入っております。新型コロナウイルス感染症によってどのように変化したか、それはまた、しっかりと分析していかないといけないところだと思いますが、警察本部の方から資料を頂き、教えていただきまして、令和3年の自殺者数も三重県が発生地という、そういった数になりますけれども、やはり300名を超える方が自殺されているということをお聞かせいただいております。

そういった意味もありまして、今後、オール県庁で自殺者数の減少に向けた取組を推進していかねばいけないと強く感じているところでございます。

先日、三重県こころの健康センター内にあります自殺対策推進センター、こちらのほうにも行かせていただいて、所長のほうからお話を聞き、意見交換をさせていただきました。限られたマンパワーの中で、本当に一生懸命取組をさせていただいているということをお聞きしたところでございますけれども、今日質問させていただきたいのは、昨年、いろいろな御答弁の中で相談体制の強化でありますとか、連携ということをおっしゃっていただきました。現状、新型コロナウイルス禍が長くなってきている中で、相談件数も増えているやに聞かせていただいておりますけれども、実際の相談状況はどのようになっているのかというのが1点。

そして、相談を受けていただいた後の対応というのがとても重要になるんだと、そのように思います。適切な次の機関への橋渡しでありますとか連携、バトンタッチ、そういったことがしっかりと対応できているのかどうか、その辺りのところをお聞かせいただきたいと思います。

第4次の自殺対策行動計画等は、三重県公衆衛生審議会の中で、自殺対策推進部会のほうでもんでいただいたり、県の中にある推進協議会、こういったところでもしっかりと議論されるんだと思いますが、私自身は、この三重県において、今現在は国の自殺対策基本法、平成18年に策定されたものですが、28年改正でございます、これに沿って行動計画をつくっておりますが、三重県独自の命を守る、命を支え合う条例の制定が今こそ必要であると、そのよ

うに思っております。

今後のオーバーコロナ、しっかりと新型コロナウイルス感染症等に打ち勝っていく、また、この三重県を元気に復興させていくという意味におきましても、救える命、救われるべき命をしっかりと周りとのつながりの中で、オール三重で進めていくということにおいては、この三重県の条例をつくっていただきたいと思います。

他県の状況を見ますと、平成27年に京都府で初めて条例が制定され、平成28年に山梨県のほうで、この1府1県のみとなっております。ぜひ、三重県として条例の制定をお願いしたいと思いますが、部長の御答弁をお願いします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 自殺防止対策について何点か御質問いただきましたので、順次お答えさせていただきたいと思います。

まず、三重県の自殺の現状と対策ということで、冒頭ちょっとお話をさせていただければと思います。

先ほど議員のほうから警察統計のお話でしたが、直近でちょっと厚生労働省の統計が出ておりますので、そちらの数字を、まず、御紹介させていただければと思います。

厚生労働省、地域における自殺の基礎資料は自殺日、居住地の統計でございますが、これによりますと、令和3年の本県の自殺者数は、暫定値ではございますが、前年比24人減の295人となっております、40歳未満の若者についても、令和2年は、一昨年は増加が見られたんですが、令和3年は、前年比8人減の78人となっております。

一方、過去5年間を見ると、全体としては減少傾向にある中、40歳未満の自殺者数が例年80人前後と、いまだ横ばい状態が続いていることから、県としましては、若者に対する継続的な自殺対策が必要だと考えてございます。

そこで、今年度は、若者にとって身近なツールであるSNSを活用した相談事業を開始したところでございまして、令和3年10月から本年1月までの

相談件数は165件となっております。

また、若者を中心とした検討会を立ち上げまして、啓発動画の作成や発表イベントの企画、実施を行ったところでございまして、若者の視点で作成した啓発動画は今後SNS等で発信する予定でございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、心身の健康問題、経済・生活問題等が重なり、自殺リスクが高まりかねない状況となっている状況を踏まえまして、令和2年度には、自殺予防電話相談の拡充や新型コロナウイルス感染症に関するこころのケア相談窓口の新設を行いました。

その件数でございますが、令和2年度の相談件数が1260件と、令和元年度の相談件数208件に対して大幅に増加し、今年度も1月末現在で既に2209件と、さらに増加しているような状況でございます。

自殺に至る要因は、健康問題、経済・生活問題等様々であることから、多様な主体と連携して支援を実施することが重要であると考えてございます。

そこで、各主体との相談のところの連携というところでございますが、自殺対策推進センターにおきまして関係機関、民間団体等とネットワーク会議を開催しまして情報共有を図るとともに、各保健所において地域自殺・うつネットワーク組織を設置しておりまして、地域の企業や学校、民間団体等と連携しながら、啓発等の取組を実施しております。

また、企業の健康経営を推進するための認定制度であります三重とこわか健康経営カンパニーの評価項目の一つに、メンタルヘルス対策に関する項目も取り入れておりまして、企業内での支援体制の整備を促すとともに、認定企業と連携し、相談窓口の啓発等にも取り組んでいるところでございます。

さらに、自死遺族支援団体と情報共有しながら、自死遺族の集いを、今年はちょっと1回新型コロナウイルス感染症でできなかったんですが、年間5回開催するほか、SNS相談等で自殺のおそれが大きい方に対しては、警察や保健所等とネットワークを構築しておりまして、緊急対応等も実施をしていると、相談を受けた緊急対応ということも実施させていただいております。

来年度以降も各主体と連携しながら、これらの相談体制を維持するとともに、啓発活動等の取組を継続して実施していきたいと思っております。

自殺を予防するためには、自ら心身の不調に気づき、対処すること、また、身近にいる人の不調に気づき、温かく寄り添い、相談窓口につなぐことなど、県民一人ひとりの意識を変えていくことが重要である、これは議員からも御指摘があったとおりであると考えてございます。

また、様々な分野の関係機関・民間団体等の活動が自殺予防につながることを認識し、連携することで、生きることの包括的な支援体制を構築していくことが求められており、これらを実現するためには、オール三重で自殺予防に取り組むという機運の醸成が重要であると考えてございます。

議員から、先ほど御提案がございました条例の制定につきましては、そういった機運の醸成に資するものであると考えてございます。

来年度は、次期自殺対策行動計画を策定する予定としておりますので、その策定過程におきまして、コロナ禍を踏まえて県として取り組むべき対策について検討を行う中で、条例を制定している、先ほど議員から御紹介ありました京都府、山梨県、それから各市町村でも策定されているところがございますもので、そうした先進自治体における条例策定の経緯でありますとか効果について調査研究を行うとともに、制定する場合においてはこういった内容を盛り込むべきかということも含め併せて、関係者や県議会の皆様、県民等の御意見を伺いながら議論を進めてまいりたいと考えてございます。

〔37番 今井智広議員登壇〕

○37番（今井智広） 御答弁ありがとうございます。本当に相談体制充実、また連携体制を充実していただいているというのを改めて聞かせていただいで感じました。

しっかりとこれからも、先ほど申しあげました自殺に対してオール県民でしっかりと立ち向かっていく、その中で条例制定のこともお話しさせていただきましたが、やはり人と人のつながりをしっかりとこういった条例の制定過程の中でより多く啓発、広報していきながらつながりをつくっていくことが、

それ以外の問題のサポートにも、例えばいじめであるとか、虐待の発見であるとか、地域での支え合い、高齢者の方も含めた支え合い、そういったことにもつながっていくと思いますので、ぜひ前向きな形で進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後の質問に入らせていただきます。

最後の質問は、公共土木施設のさらなる有効活用、インフラツーリズムへの取組についてということで質問させていただきたいと思います。

公共土木施設というのは、我々の暮らしや生命、財産を守るためにとっても重要な役割を果たしていただいております。一見知事も強じんな美し国ビジョンみやみや元気プランにおいて、命と暮らしを守るための中で、感染症対策とともに大規模災害などのリスクの解消において全力で取り組むと明記していただいております。

県土整備部の予算、来年度予算を見ても、強靱な県土づくりの強力な推進ということを掲げ、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の予算等もしっかりと活用していただいて、重点的に、そして水野部長の下、県民に分かりやすい目標設定、また進捗予定などの取組で今後進めていっていただくと、そのようになっております。

改めてになりますけれども、公共土木施設は、我々の本当に暮らしであるとか、それぞれの地域の安全・安心にとってとても重要であることはもちろんであります。一方で、なかなかその重要性が十分に理解してもらっているかといったら、まだ足りない部分が正直あると思っております。

その意味におきまして、今後、しっかりと公共土木施設が何のためにそこにこの公共土木施設があるのか、これを造っていただくのにどれだけの方々が御協力いただいたのかなどを知ってもらうことにより、より理解してもらっていただくことが、今後のハードの部分とそその地域の方々が活用して、ソフトでしっかりと命を守る体制、暮らしを守る体制の向上、防災・減災力の向上につながっていくのではないかと、そのように思っているところでございます。

そして、それが理解が進むことによって円滑な事業の推進にもつながっていくと、そのように思っております。

その意味において県土整備部のほうでは、来年度、例えば地域周辺などもありたいことに、にぎわい創出のための整備でありますとか、花や木をしっかりと道路に植えてグリーンを、きれいな景観を保っていく取組であるとか、観光施設への道路、これ、谷川議員が言われた丸山千枚田への道路の整備、また駐車場の整備とか、本当に観光等とも一体となりながら、また地域住民の力を巻き込んで、公共インフラ、土木施設に対する理解の促進にもつながる取組をしていってもらおうという形になっております。そこは本当に期待させていただきたいと思えます。

その上で、今回はさらなる有効活用ということで、インフラツーリズムへの取組についてということで質問させていただきたいと思えます。

インフラツーリズムというのは、ダムやトンネルや橋梁などの公共土木施設をその地域の観光資源としてしっかりと活用していく、それによって、先ほど申し上げた施設を身近に感じてもらうことによって理解促進や地域の活性化につながっていくと、そういったものでございます。

あわせて、我々のその地域の人の生命や暮らしを守るための大切な仕事をしてもらっている方々の、建設業、土木業の皆さんの業界の魅力向上やモチベーションのアップにもつながっていくと、そのように思っております。

そこで、少し公共土木施設の活用ということでフリップを出させてもらいたいと思えます。

(パネルを示す) まず、一つ目が、岩手県の湯田貯砂ダムというところがございます。このダムのほうではきれいにライトアップされて、多くの方に見に来ていただけるような観光の資源として活用させていただいております。

二つ目が、こちらは、大分県中津市にあります耶馬溪のほうにありますトンネルでございますが、ここでトンネルキャンプをしていただいている写真でございます。中津土木事務所というところが、30組ですね、1組最大5人までですので、都合150人の親子の方々を募集されて、開通前のトンネルでこ

ういったキャンプをしてもらって、楽しんでいただくとともに、公共施設の理解をしてもらうための啓発をしているということでございます。

このように、公共土木施設を観光の資源としてしっかりと使っていくということがこれから求められていると思います。

また、結婚式なんかも、トンネルの中で結婚式、ダムで結婚式とかですね、つり橋の上での結婚式というのがいろんな地域で開催されております。コロナ禍だからこそ、特に開催されているという、新聞記事、いろいろと持っているんですけども、なかなかしっかり顔が映ったり、お名前が出たりしていますので、写し出すことはできないんですけど、日本各地で開催されているところでございます。

三重県においても、今、建設工事が進む川上ダムや、私の地元美杉のほうで桜がきれいな君ヶ野ダムですとか、本当に観光資源になるような、そういったダムもあります。

また、今、志摩市のほうでは磯部バイパスのトンネルを工事していただいております。そんな開通のときにこういったことを、例えばやっていただくとか、昨日、七色ダムという熊野のほうにあります、和歌山県との県境のダムに行かせてもらってきました。ちょうど七つの排水ゲートがあって、もし先ほどのようにライトアップできれば、七色できれいだろうなということも感じさせていただいたところでございますが、今後、インフラツーリズムに県土整備部として取り組んでいただきたいと思いますけれども、部長の御答弁をお願いします。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** インフラツーリズムについてお答えさせていただきます。

道路、河川のインフラにつきましては、今後、利用を重視した政策に転換していくことが必要でございます。

この利用重視の中で大きな、大切な方向性の一つとして、空間に新たな価値を創出するということが挙げられます。最近になって道路空間では、近鉄

四日市駅、あるいは津駅周辺での空間再編によるにぎわいづくりの検討が始まったところでございます。

今後は、インフラの管理者として、さらに利活用の幅を広げる必要がございます。

その中で、御指摘のインフラツーリズムにつきましては、他県でも取組が始まっている素晴らしい取組でございます。特に、ポストコロナを見据えた観光復興の取組として、積極的に取り組んでいきたいと考えてございます。

具体的には、先ほど議員からも御指摘がございましたけれども、来年度完成する川上ダムをしっかりと生かせないか、あるいは、既存の君ヶ野ダムや宮川ダムを生かせないか、あるいは、磯部バイパスの工事中のトンネル現場を生かせないかなど、検討を進めていきたいと考えてございます。

検討に際しましては、民間のノウハウを生かす仕組みを導入することが重要と考えてございます。これまで県土整備部で行ってきた現場見学会とは違って、いかにインフラの魅力を磨いて、そして売り込んでいくのか、そして、あわせて、インフラの役割を知ってもらおうのかといったことを考えなければなりません。

特に、私が興味あるのが、インフラウエディングでございまして、これはかなり未知な分野でございますので、検討段階から結婚式場の関係者と連携する仕組みについて導入していきたいと考えてございます。

いずれにしましても、若い職員の斬新なアイデアといったものも取り入れながら、スピード感を持って進めてまいります。

〔37番 今井智広議員登壇〕

○37番（今井智広） 前向きな御答弁、本当に力強い御答弁ありがとうございます。

しっかりとそれぞれの三重県内各地域に本当に資源が、観光につながる資源があります。館議員のほうに教えてもらいましたけれども、菰野町のほうではかもしか大橋、私もできてちょっとして、夕方に行かせてもらって、夜景を見たときに本当にきれいでしたし、昼間に行くと蒼滝がかもしか大橋に

よって見られるようになったとかですね、やはり湯の山の温泉街の旅館の人たちと相乗効果で、非常にいい効果が上がっているとか、本当に公共土木施設というのは県民の大切な財産であり、その地域になくてはならないもの、また、その地域の資源ということになりますので、どうぞ有効的に活用していただきたいと思います。

私は観光局を所管する戦略企画雇用経済常任委員会におりますので、観光局長のほうにはまた改めて委員会等でもお話をさせていただきたいと思います。

本日、質問させていただきました。しっかりとこれからも三重県の魅力を、新たな魅力をつくと同時に、県民の皆さんの命と暮らしを守るために頑張っていきたいと思います。本日は誠にありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。10番 廣 耕太郎議員。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇・拍手〕

○10番（廣 耕太郎） 新政みえ、伊勢市選挙区選出の走れコータローの廣耕太郎でございます。

一見知事、こんにちは。西場議員バージョンでございましたけれども。知事は御存じじゃないかと思いますが、私、県議会議員に当選させていただ

いてから、もうずーっと1回目から防災対策の質問をずーっとそれを一つのテーマにしてやってきました。今日は、イレギュラーといいますか、初めて違うテーマ、新型コロナウイルス感染症の関連で質問させていただきます。

一見知事からしてみれば、別にそんなのどうでもええ話かも分かりませんが、どうでもよくないのがこの新型コロナウイルス感染症の報道ですね。あの報道を皆さん聞かれて、どう思われますかね。むちゃくちゃあおっている。怖いよ、怖いよと。もう本当に新型コロナウイルス感染症は物すごい怖いものだというふうにした、もうあの報道をずーっと聞き続けておったら、年配の方は本当にもう外にも出られないというふうなぐらい報道はあおっていますね。

本当に新聞を見ても、ワイドショーを見ても、最多、最多という言葉ですね、もう感染者数最多ですと言うんですけど、私、先週も新聞を見ておまして、昨日よりも200名ぐらい減っているんやろうなって思ったのに、なのに減少していますって言葉にはならないですね。先週の日曜日から比べたら増えていますというような表現、それとか、今月の水曜日としたら最多ですとかね。もう何せ最多という言葉を使わなあかんぐらい最多、最多と。どんな力が働いておるのかな、一体誰がこれを知っておるのかなと思うのですね。ただ、このメディアのあおりといいますか、あおっているのはメディアだけではないような気もするんですね。

これをちょっと御覧ください。（パネルを示す）これは令和2年6月18日に厚生労働省、国ですね、国が各都道府県、特別区とか保健所設置市に事務連絡として出しました。これは新型コロナウイルス感染者の患者が死亡した場合にどういう連絡をするか。ここなんですけれども、これは、新型コロナウイルス感染症患者が死亡したときは厳密な死因を問いませんと、厳密な死因を問わない、厳密な死因を問わずに、死亡者としてPCR検査の陽性者は全て新型コロナウイルス感染症で亡くなったとカウントを下さいというような、こういうふうなお達しですわ、お達し。

そうなってくると、もう極端なことを言いますと、末期がんの方が入院さ

れておった、PCR検査をしたら陽性だった、亡くなった、そしたら新型コロナウイルス感染症で亡くなったと。心不全でも脳梗塞でも、交通事故でもそうなんです。PCR検査をして陽性だったら、新型コロナウイルス感染症で亡くなったとカウントするんですよ。なぜかなと。国までこうやってあおっているのかな、そういうふうには私は思っていました。

今回、この質問をしようと思ったら周りからやめておくと、後援会からは、おまえ、また感情的になって間違ったことを言うぞ、不適切な発言するぞというようなことも言われました。しかし、これを見るとどうしても言わなければいけない。だから、もう報道とかマスメディアの力はすごいです。みんなをすぐに怖がらせる。そしていろんな先入観といいますか、洗脳するんですね。

例えば皆さん、ダイオキシンって御存じでしょうか、ダイオキシン。これを聞くと猛毒だ、イメージ、猛毒、すごい毒や、青酸カリぐらいの毒やというふうなイメージがありませんか。昔、ニュースステーションの久米宏さんがおった頃かな、そういうふうな報道がずーっとされました。私も猛毒だと思っていました。ところが、それは猛毒でも何でもなかったんですね。

私の友人で、高校で化学の先生をしている連れがおりまして、その友達と飲んでおって話をして、実はダイオキシンって全然毒ちゃうんやでと言うたら、そんなことないやろうと言っておったんですが、次の日に電話がかかってきました。調べたら、全くそんな毒じゃなかった。俺は今まで生徒たちに猛毒やとして教えておった、えらいことや。それぐらい、みんなが報道で情報を入れられると、そういうふうには思ってしまうんですね。

でも、その報道によっても、実際に周りを見ておって、去年もおとしも、今は違いますよ、去年、おとし、周りを見ても誰もかかかっていないんですね、私の周りには。私の地区でも、新型コロナウイルス感染症にかかったって人は聞きませんわ。

これやったら、昔の新型インフルエンザ、そのとき目いっぱいみんな風邪にかかっていた。ごほごほいうて。私も心配で、自分の親にタミフルか、

リレンザを持っていった記憶がございます。

そういう中で、何でこんなに騒ぐのかなと。私もここに（実物を示す）3000人以上の友人の携帯電話の番号があります。かかった方は1人です。その1人の方、確かに最近話を聞くと、ちょっと頭が痛い、これは後遺症かなって言っていました。確かにかかれば怖いんです。怖いんだけど、そこまで怖がる必要があるのかな、私はそう思います。

今日は六つの質問をさせていただきますが、やはり一番聞きたいのはマスクですね。いつまでマスクをするんだと。私ごとですが、私には2歳と5歳の孫がおります。今度は2歳のあのちっちゃい子に、苦しい思いをさせてマスクをつけさせるのかと。

あと、ワクチンにおいては、来月、もう明日ですね、明日から5歳から11歳のちっちゃい子どもたちにもワクチンを打たす。これは努力義務はなくなったものの、推奨ですか、それでワクチンを打つ。これは、いかがなものかなと思います。

ただ、私の後輩からも、廣先輩、ワクチンって本当に効果があるんですかと聞かれます。それはあると思うよと、ただ副反応があるからな、だから年配の方、70歳、65歳以上の方はやっぱり打たれたほうがいいのかと。それと、重い基礎疾患を持っている方は打ったほうがええのかなと言いました。そうするとその後輩が、先輩、先輩はワクチンを打ったんですかと言うんですね。

議長のお許しを得ましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響について、お聞きしたいと思います。

これは、海外と比べて、日本はかなり少ないんじゃないかなと思っております。そこで、ほかの国と、そして日本と三重県、その中で三重県はどうかと。

例えば、G7の平均で、10万人当たりG7でどれぐらいの死亡者がみえたのか。また、フィリピンでも、アジアですね、そして近場で言えば韓国、こ

こちらと比べてどうだったのか、まずそれをお聞かせください。

〔中尾洋一医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（中尾洋一） それでは、新型コロナウイルス感染症に係る諸外国、それから、国内の比較についてお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の全世界の発生状況ですが、今年2月20日現在で感染者数が約4億2000万人、死亡者数は約590万人となっております。

その中で、我が国と諸外国を人口100万人当たりの感染者数及び死亡者数で比較いたしますと、日本の感染者数は3万5627人、死亡者数は173人であるのに対し、日本を除くG7各国、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、イギリス、アメリカの感染者の平均は21万5851人、死亡者数の平均は2020人でありまして、G7各国との比較においては感染者数が約6分の1、それから、死亡者数は約12分の1となっております。

一方、アジアにおいては、隣国である韓国の感染者数は4万117人、死亡者数は146人となっております、人口規模がほぼ同じフィリピンの感染者数は3万2889人、死亡者数は502人ということで、日本と韓国はほぼ同等の状況でありまして、フィリピンとの比較では感染者数はほぼ同等、それから、死亡者数はフィリピンの約3分の1という状況になっております。

次に、本県の感染状況につきまして、他県とこれは人口10万人当たりの感染者数及び死亡者数で比較いたしますと、本県の感染者数は2081人、死亡者数が12.4人であるのに対して、東京都、大阪府、愛知県の感染者数の平均は5718人、死亡者数の平均は28.1人、また、隣県の岐阜県の感染者数は2334人、死亡者数は12.9人となっております。大都市圏である東京都、大阪府、愛知県に比べると、感染者数及び死亡者数ともに低く、岐阜県と比べてもやや下回っている感染状況にあります。

なお、新型コロナウイルス感染症発生から昨年10月に至るまでの期間、1年10か月と、それから、オミクロン株が確認された昨年11月以降の期間4か月を比べますと、日本も含む世界の多くの国において、後者の累積感染者数が前者の数を既に上回っている状況であります。

また、日本のデルタ株の流行期であった令和3年7月から10月の4か月間の死者数と、オミクロン株が流行している令和4年1月、2月の2か月間の死亡者数を比べてみても、後者の数が既に上回っている状況となっております。オミクロン株は感染力が強く、感染者数が膨大であるために、それに伴い死者数も多くなっているということが言えるかと思えます。

諸外国、それから国内の状況については、以上でございます。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） 御答弁ありがとうございます。

やはり日本はそんなに影響がなかった、影響なんてほかの国と比べたらかなり低かったということだと思うんですが、人数から言わせてもらいますと、例えばがんで亡くなった方は、1年間で約37万人、心疾患は、心臓ですね、年間20万人、脳血管疾患で、脳ですね、脳梗塞の方は10万人、肺炎では9万人、これ、2020年2月から2021年の3月までで、新型コロナウイルス感染症で亡くなった方というのは8588人、この数字が多いのが少ないのか、数字が少ないからいいというものじゃないですけど、結果論ですね、これは変異しなかったからこうやったんだぞっていえばそうなのかもしれません。ただ、結果としては8588人ということでした。

例えば、食物を喉に詰まらせて亡くなる方、この方も同じ期間で調べると8379人ですね、ほぼ同じ。しかも先ほど、私、パネルで言わせてもらったように、新型コロナウイルス感染症のカウントの仕方を考えるとさらに少なくなるんじゃないかなと思うんです。

それと比べれば、インフルエンザはどうだったのか。インフルエンザですね。新型コロナウイルス感染症が始まる前のインフルエンザ、私はインフルエンザのほうが怖いんじゃないかなという気がするんですけども、インフルエンザとの比較はいかがでしょうか。

〔中尾洋一医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（中尾洋一） それでは、インフルエンザとの比較をお答えさせていただきます。

季節性インフルエンザは5類感染症でありまして、全国約5000か所の定点医療機関からの届出による報告のため、感染者数の正確な把握はできませんが、国から報告されている推計値によりますと、平成28年から平成29年シーズン以降の3シーズンの平均で、約1230万人の感染者数と推計されております。

厚生労働省の人口動態調査によりますと、季節性インフルエンザを主な死因とする死亡者数については、平成29年から令和元年の平均で約3150人、令和3年1月から9月は15人というような状況でございました。

一方で、同じ国の人口動態調査によりますと、全国の令和3年1月から9月の新型コロナウイルス感染症を主な死因とする死亡者数については、約1万6000人という状況になっております。

この数字は、平成29年から令和元年の季節性インフルエンザの平均死亡者数と比較すると、5倍以上というような状況となっております。なお、新型コロナウイルス感染症はこれまで幾度と変異を繰り返しておりまして、今後、新たな強毒性の変異株の出現の可能性も否定できないというような状況でございます。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

今、数字を言っていただきましたが、これ、カウントの仕方でもかなり変わってくるのかなと思うんですね。その感染者が、今、言われたのは多分1000万人、これは病院にかかった方ですね。だから、それ、不顕性感染者とか無症状の方、それを入れればかなりの数、2000万人か3000万人の方がもうインフルエンザにかかっているとされる専門家の方も多いです。

これもカウントの仕方ですけども、インフルエンザにかかって、そして亡くなる、それは持病が悪化するかも分かりませんが、こういったことも関連して考えると1万人ぐらいと言われております。

また、今はオミクロン、オミクロンのオミと聞くといらっとくるんですけども、アルファ、ガンマ、ベータ、デルタ、こうあって次がオミクロンに

なりますけれども、確かに感染力が強くて、そして多くの方が亡くなるという、これもカウントの仕方だと思うんですけども、公文書として出ているのは、オミクロン株というのは、内閣府の新型コロナウイルス感染症対策本部の発表では、令和3年11月24日に南アフリカ共和国で発生し、2か月弱で171か国に今広まったと。ただ、厚生労働省が言うには、94%が無症状か軽症であると。インフルエンザに比べて死亡の率も、インフルエンザの場合は0.1%、しかしオミクロンの場合は0.02%、約5分の1と言われております。ですから、私は、もう指定感染症の分類を2類から5類に引き下げるべきだと思うんですが、知事のお考えをお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 御質問にお答えをする前に、冒頭、防災政策について今まで熱心に御質問をいただいたというお話、これ、実は私も前から聞いておりました。

どうでもいい話かもしれませんがとおっしゃいましたが、決してどうでもいい話ではないと思います。防災対策をしっかりとしていただくと、私どもの足らざるところを御議論いただくというのは、あるいはやっていることは評価していただくというのは非常に重要なことでございますので、心より感謝を申し上げるところでございます。

インフルエンザとの比較で、新型コロナウイルス感染症を2類から5類へ引き下げたらどうかという御質問でございますが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上、御案内のとおりでございますが、新型インフルエンザは2類というよりは新型インフルエンザ等感染症という分類になっていますが、その扱いは2類とほぼ一緒ということで、世の中的には2類と言われているんですけども、やはりこれについては基本的に国で判断される話ですので、私どもがどうこうと言うことは控えたほうがいいと思っています。

ただ、私どもができるのは、やっぱり避けられるものなら新型インフルエンザにかかられる県民の方の数は減らさなありませんし、亡くなられる人の

数はもっと減らしていかないかと、こういうことなのですが、先ほど理事から答弁申し上げたように、インフルエンザに比べますと、やはり新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになっている方というのは、数が多いんです。5倍と言いましたけれども、この2月も県内で68名の方が今日まででお亡くなりになっているという、非常に悲しい現実がございます。

また、大阪の友人にメールを打ちまして、大阪の死者が多くて大変やねと言ったら返事が返ってきまして、実は自分の会社の社員の親御さんも昨日亡くなられたんやと。まさに大阪ではそういうことが起きているんだということでありますので、先手先手で対応して、新型コロナウイルス感染症にかかられる人を少なくする必要があると思っております。

まだ、第6波は収まっていますので、そのときに恐らく国も感染症の分類を、今、変えるというのは難しいと判断しておられるんじゃないかなと考えるところでございます。

仮に2類相当の、新型インフルエンザ等感染症という分類ですけれども、2類相当のものから感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上、5類となりますと、問題点がやっぱり三つぐらいあると私は思っています。一つは、今は全額公費で負担をしています医療費が、自己負担になってしまうということでもあります。これだけ蔓延している感染症に対してそれで十分なのか、かかられた人にとって治療ができるのかという問題が一つあると思います。

もう一つ問題は、現在、県で現場が非常に頑張ってくれまして、検査とか療養先の調整をやってくれているわけであります。それは、インフルエンザ並みということになりますと、5類になりますと、全部それも医療機関に任せるとことになります。そうすると、医療機関としては行政に見捨てられたんちゃうかという思いを持たへんかなというところが、問題の二つ目やと思っています。

三つ目は、変異株がどんどん出てきています。これ、強毒化する可能性も十分あると思っております、そうしたときの対応、一気に、また法律を改正

して、法律を改正するのはすごく手間でありますので、また2類相当に戻すってかなり時間がかかります。その間に多くの方が亡くなるという問題も出てくる可能性もあると思いますので、そういったことについてもしっかりと考えながら、国で御判断いただくべきものであると考えております。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） 御答弁ありがとうございます。

確かにいろんな問題はあります。負担の問題については、新型コロナウイルス感染症の場合は無料ですとか要件をつければいいのかなという感じはします。

そして、知事は、これは国のことだからと言われましたけれども、もし2類から5類に変えるほうがいいと思うのであれば、全国知事会でそういった意見をぜひ言っていただければなと思っております。

次に、学級閉鎖等の基準についてお聞きしたいと思います。

今回の新型コロナウイルス感染症で一番被害を受けておるのは、私は子どもたちじゃないかなと思うんですね。子どもたちの一生の思い出となるような修学旅行、そして運動会や文化祭、卒業式、入学式、こういったものがごとく縮小といいますか、催行されなかったり、なくなったりするわけですね。そういった子どもたちが楽しみにしている修学旅行をどんな基準で取りやめるのか。

例えば、私が小さい頃と言いますと小学校の頃は、クラスが40人だと、大体七、八人が休めば学級閉鎖になるのかなと。その学級が増えたら学年閉鎖になり、そして、その学年が増えれば学校閉鎖になると、こんなイメージがあるんですね。

ところが、今回はどうだったのか。学級で何人の方が、子どもが新型コロナウイルス感染症になって休んだからだったのか、そのちょっと基準が分からないものですから教えていただければと思います。よろしくお願いします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 学校での臨時休業、それから、修学旅行等の学校行事

への対応について御答弁申し上げます。

まず、コロナ禍での学校運営についてですけれども、地域の感染状況を踏まえて学習活動を工夫して、学校行事、部活動も含めた教育活動を、できる限り継続して豊かな学びを保障するということが大切であると考えております。このため、各学校では学校医等の協力も得て、感染症対策と教育活動の両立に教職員みんなで取り組んでいます。

こうした中で、県立学校で児童生徒や教職員の感染が確認された場合ですけれども、機械的に臨時休業とするのではなくて、個々の状況に応じ、必要性を検討しております。

具体的には、感染が確認された学校において、感染者の感染経路、それから学習活動・部活動等での他の生徒との関わり、そうした関わりのあった生徒の発熱等の症状の有無などを確認し、それまでの感染状況も整理した上で保健所の見解、あるいは学校医の意見も踏まえ、県教育委員会が休業の要否を決定しております。

また、濃厚接触者の特定に時間がかかると、その間、教育活動を止めなければならない場合もありますことから、県立学校では、学校関係者がPCR検査を受けると分かった時点で学校での行動履歴を聞き取り、もし陽性であった場合に、保健所での濃厚接触者の特定が速やかに行われるようにしております。

その上で、臨時休業が必要な場合も、まずは感染者が所属するクラスの閉鎖など、必要な範囲と期間において機動的に対応するとともに、オンラインを活用して学習を継続しています。こうした県立学校の対応については、市町教育委員会にも情報共有し、参考としていただいています。

次に、修学旅行についてです。

県立学校の教育活動につきましては、文部科学省の新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを参考に、令和2年5月に県教育委員会が策定し順次改訂しております新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、必要な感染対策を行って実施しているところです。

この中で修学旅行についてですけれども、学習指導要領において特別な活動に位置づけられ、子どもたちにとってかけがえのない貴重な思い出となる有意義な教育活動です。このため、コロナ禍においても参加する児童生徒や保護者が安心できるものとなるよう、緊急事態宣言あるいはまん延防止等重点措置などが発令されていない地域を目的地として、旅行業者と連携して感染症対策を行った上で実施しております。

ただ、感染が拡大している状況におきましては、当面の措置として、一旦取りやめる場合においても、中止ではなく延期としたり、近距離での実施や旅行日程の短縮などの計画変更を行ったりして、できる限り実施できるようにしております。

今後も、感染状況を踏まえながらですけれども、児童生徒の安全の確保と学びの継続を両立できるよう、工夫して取り組んでまいります。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） 御答弁ありがとうございます。

私は、もし、まだ3年後か4年後、来年かも分かりませんが、同じような、新型コロナウイルス感染症といいますか、ウイルスが出てきたときに、また同じようにこういったことをするのかな、取りやめるのかなとか、縮小するのかなと思うと、やるせない気持ちでいっぱいなんですけれども、今後もう少し分かりやすいような規定、数字で言うのが一番分かりやすいんですね。本来は何人ですというようなね、クラスの中で何人が休んだらこうなりますよという具体的な数字があれば一番分かりやすいんですけども、もし検討できればお願いしたいと思います。

次に、マスクの着用についてお聞きしたいと思います。

このマスクの着用、いつまでするのかなどというふうな気もあります。武田邦彦先生からの話だと、マスクとウイルスの大きさですね、ウイルスの大きさは0.01、0.05マイクロメートルから0.1マイクロメートル、ただ、マスクの穴なんて、その100倍とか200倍ぐらいの大きさになってくるという話の中で、例えば夏に網戸をして蚊が入ってこないようにする場合、その網戸の

網の目がこんな大きさだったら、意味がないやねんかというふうなことを言われていました。確かにそうかなと。京都大学の予防医学の川村孝名誉教授も、マスクはウイルスを通してしまうからあまり意味がないと。ただ、飛沫の場合は、飛沫は意味があるのかなと。だから適宜するように。1人で屋外を歩いているときなんかは別にする必要はないと、確かにそうだと思うんですね。

このマスクですけれども、大阪府高槻市の子どもが運動していて亡くなりました。新型コロナウイルス感染症で亡くなっていないのに、マスクをして運動して亡くなった、これは本当に痛ましい事故だと思います。

そこで、学校では子どもたちにどのようにマスク着用の指導をしているのか、まずそれをお聞かせください。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 学校でのマスクの着用について、御答弁申し上げます。

コロナ禍においても、学校における感染とその拡大のリスクを可能な限り低減し、教育活動を継続していくため、文部科学省が最新の知見に基づき作成した新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、「学校の新しい生活様式」という副題がつけられていますけれども、ここにおきまして、児童生徒と教職員は、身体的距離が十分に取れないときはマスクを着用することとされております。人との間隔はできるだけ2メートル、最低でも1メートル空けることが推奨されております。

ただし、教育活動の状況や児童生徒の様子などを踏まえ、臨機応変に対応することとしており、議員から先ほどお話もございましたが、例えば熱中症などのおそれがある場合は熱中症対策を優先して、人との距離を空けてマスクを外すことや、本人が息苦しいと感じたときなどには外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断で適切に対応できるように指導しております。

また、体育の授業についてはマスクの着用は必要ないとされていますが、十分な身体的距離が取れない状況で十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中

症のリスクがない場合は、マスクを着用することとしております。

それから、学校には、感覚過敏、あるいは皮膚や呼吸器の病気などを有する生徒がおります。こうした児童生徒は、マスクの着用が困難な場合があることを教職員も含め学校全体で認識して、マスクを着用していない人への偏見や差別につながる行為が行われないようにしております。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） 御答弁ありがとうございます。

子どもたちがマスクをしておる、これ、本当に私としてはもうかわいそうだなという気がするんですね。外せって言われても、みんなで一齐に外したらいいんですけど、1人や2人が外していると、おい、外しておるやないかというふうな、そういうふうな目で見られるんですね。

ですから、もし外す場合は強制的に近いぐらいに、みんな、外しましょうと言わないと外してもらえないのかなという気がしますので、そこら辺の指導をよろしくお願いしたいと思います。

それと、子どもに限らず大人も、今、もうマスクをしていないと犯罪者ぐらいな目で見られますね。同調圧力というんですか、マスク警察みたいなのが昔おったという話ですけれども、そもそも日本にはマスクの規制というのがないんですね、本来は。ただ、そういった風潮といいますか、エチケット。

ほかの国はちゃんと規制があって、でも、それももう解除されています。欧米ではフランスやデンマーク、オランダ、こういったところはもうマスクの規制は外しますと、除外しました。アメリカも、約7割の州がもうマスクの規制を除外しました。ただ、日本では、もう心配がないよと、もう新型コロナウイルス感染症、オーケーやよって言うても、なかなか外すことができないといいますか、そういった民族じゃないのかなと思うんです。そのときに県としてどういうふうに対応しているか、お聞かせください。

〔野呂幸利防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（野呂幸利） マスクの着用について、県として、例えば安全宣言を行うなどしっかり、外す場合も周知を行うべきではないかと、こうい

う御質問でございました。

マスクの着用につきましては、三つの密の回避であるとか、手洗いなど基本的な感染防止対策の徹底については、政府が定める基本的対処方針において示されるとともに、政府と地方公共団体が連携して周知を行うこととされています。本県においても「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた三重県指針」を定めるなど、県民の皆様感染防止対策について、周知啓発を行っているところです。

先ほど議員からも御紹介ありました、諸外国では既に外しているところもございます。それも十分承知しておるところでございます。

今後は、感染状況が改善するとともに、医療の状況や社会的なコンセンサスも踏まえて、政府基本的対処方針においてマスク着用等の感染防止対策が変更された場合、その場合には、三重県指針へしっかり反映もさせていただいて、速やかに県民の皆様へ伝わりやすい形で、いわゆる誹謗中傷とかそういうのがないように、しっかりと啓発を行っていきたいと思います。

以上でございます。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） 御答弁ありがとうございます。

私、冒頭に言わせてもらったように2歳の孫がおりまして、今回、義務ということとはなくなったと思うんですが、国としては2歳の子どもにマスクをつけてくださいというような話があるんですけども、日本医師会の中川会長は、2歳の子どもにマスクをつけさせると心肺機能への負担が大きく、簡単に吐いてしまうことからマスク着用は危険だと、日本医師会の会長が危険だと言っております。知事はその2歳児のマスク、どのように思われるか、答弁をお願いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） まず、一般的なマスクの着用でありますけれども、外国はマスクで規制したり、緩めたりしています。これは、一般的にあんまりマスクをつけへんからなんですね。私も外国におったときに、ちょっと季節的

なアレルギーがありまして、日本でもそういうのがあったものですから、このマスクを持って行って向こうでしていたんですけど、非常な違和感を持って見られておりました。

また、その外国の人が日本に来たときに、最初に思うたのは、日本って何でこんなに医者が多いんやろうと。町なかを歩いていると、花粉症の季節ですけど、マスクをつけた人と擦れ違って、こういうマスクをつけている人は外国では医者しかおらんので、医者が多いなと思ったと言っていました。

日本の場合は、今回、マスクをつけることで、空気感染ではないですから、恐らく新型コロナウイルス感染症はですね、飛沫の飛散によって感染するので、かなりの部分が防げているんじゃないかと。冒頭、最初に御質問いただいた、医療保健部理事がお答えしましたがけれども、日本で何でそんなに感染者数が少ないのかというところは、これは私見ではありますけれども、マスクをつけていると、真面目な国民性というのが一つの原因、ということがあるのではないかと考えています。ファクターXもあるかもしれませんが。

御質問いただいた2歳児のマスクの着用でありますけれども、これに関しては、国のほうの新型コロナウイルス感染症対策分科会でも、2歳未満児では息苦しさとか、体調不良を訴えることや自分でマスクを外すことが困難だから、マスクの着用を推奨されませんよと言っているところでもあります。また、厚生労働省の考え方におきましても、2歳児以上であってもマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については推奨しますけれども、無理して着用させる必要はないということでもありますので、そのときの判断ですね、状況、状況に応じて、無理に着用させるということまでは必要ないのではないかと考えているところでございます。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

議長、すみません。ちょっと時間の配分上、4番じゃなくて、次のワクチンのほうに移らせてもらってよろしいでしょうか。

それでは、（5）のワクチンのほうを先に質問させていただきます。

まず、最初に、私はワクチンの効果について疑問な部分もあるんですが、ワクチン接種の効果についてデータで示していただければと思いますので、よろしくお願いします。

〔中尾洋一医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（中尾洋一） ワクチン接種の効果についてデータでということですが、3回目接種による発症予防効果につきまして、国の厚生科学審議会で示されたアメリカでの研究報告によりますと、3回全てファイザー社ワクチンを接種した場合には、デルタ株に対しては83%、オミクロン株に対しては65%の効果があるとされ、3回全て武田、モデルナ社ワクチンを接種した場合には、デルタ株に対しては87%、オミクロン株に対しては69%の発症予防効果があるとされております。

また、3回目接種による入院予防の効果については、3回目接種から14日以降でデルタ株流行期は94%、オミクロン株流行期は90%の効果があると示されております。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

そのぐらいの効果があるということで、私もワクチンは全く効かないとは思っていません。特に疾患のある方とか年配の方ですね、65歳、70歳以上の方は打たれたほうが良いとやっぱり思っておるんです。ただ、その副反応ですね、副反応の情報がちょっと少な過ぎるんじゃないかなと思うんですね。

先ほどのメディアのマスコミの情報、最近ちょこちょこ出てきましたけど、それでもやはり少ない。例えば、例えばというか、これ、一つの例ですけども、私の親戚筋の廣さん、廣何がしかなんですけど、私より八つぐらい上の方がワクチンの話をしているときに、おい、耕太郎よ、俺、死にかけてぞって言うんですね。どうしたんって言うたら、いや、ファイザーのワクチンを打って3分もたたんぐらいのときに意識不明になって、椅子から転げ落ちて倒れたと。何や、それ、大丈夫やったんって話したら、いや、本当に倒れて意識がなくなって、耳は聞こえているんですって、耳は。ファイザー社

へ電話しろ、ファイザー社へ電話しろという声は聞こえているんですけど、だんだんそれが小さくなって行って、それで意識がなくなる。たまたま5分後ぐらいに目が覚めて助かったんですね。どういうふうなそれは後処理になるんかという、何もありません。帰ってくださいって、時間たったからどうぞ。

これは、どうなんかなと思うのと、あと、例えば令和4年の1月14日まで、今年の1月14日まででワクチンを打って亡くなった方の数1444人、しかし、ワクチンとの因果関係はないと国は判断されています。

ワクチンというのは、毒を打つわけじゃないから体の中で消えてしまうという話ですね。そして、これは、10代の方は新型コロナウイルスの感染で亡くなった方は10代の方で6名、すみません、重症な方が6名、亡くなった方は4名です。今まで、その4名の中でも3名の方は重い基礎疾患があって、入院しておいて亡くなったと。ただ、後から検査をすれば新型コロナウイルス感染症陽性だったと。もう一人は交通事故で亡くなって、それで後からPCR検査したら陽性だったと。4人ですね、4人の方が新型コロナウイルスの感染で亡くなりました。これ、10代の方。

ところが、ワクチンを打って重篤な状態になった方は387人で、死亡者が5人ですよ。新型コロナウイルス感染症で亡くなった方が4人なのに、ワクチンを打って亡くなった方は5人です。これ、本末転倒としか言えない。本当にこれで打っていいのか。

そこで、まず、副反応についての状況をデータでお示してください。

〔中尾洋一医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（中尾洋一） ワクチンの副反応をデータでということで、お答えさせていただきたいと思います。

これも国の厚生科学審議会の資料によるものですが、ワクチンの副反応ということで、3回目接種による副反応は、ファイザー社製ワクチンで37.5度以上の発熱が39.8%、38度以上の発熱が21.4%、倦怠感69.1%、頭痛が55.0%、それから、また、武田、モデルナ社ワクチンで、37.5度以上の発

熱が68.0%、38度以上の発熱が49.2%、倦怠感78.0%、それから、頭痛69.6%となっております、いずれのワクチンにおきましても、おおむね1、2回目と同様の症状が見られ、数日で回復することが確認されているところでございます。

また、医療機関において、接種を受けた後に症状が確認されたとして、予防接種法に基づき、国に対して報告のあった件数につきましては、全国で、これは1月23日の時点でございますけれども、総接種回数約2億365万回のうち、報告があったのが3万1221件ということで、うち接種後の死亡事例が1119件でございます。1月23日時点でございます。

一方、県内の報告数につきましては、2月23日時点で総接種回数約315万回のうち、報告があったのは507件で、うち、接種後の死亡事例が20件と県内ではなっております。

なお、いずれの場合におきましても、ワクチンと死亡との因果関係があるとされた事例は、現時点では確認されていないというような状況でございます。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

実は、こういう記事が載っておりました。これ、日本経済新聞の全面広告なんですね。（現物を示す）これは御存じの方も多いかと思いますけれども、新型コロナウイルス関連情報発信センターというところが、広告をいろんなところで寄附を募って出しておるわけですね。

この中に書かれておる、これ、全部厚生労働省が出した数字ですので、全く反論というのはほかからも聞こえてこないわけです。厚生労働省は審議結果報告書の中で、ワクチン接種後、長期の十分な安全性データは得られていないと書いておるんですね。

これはなぜか。その原因としては、ワクチンの安全性を確認する手続を特例承認で省略したためで、今後、厚生労働省は数年にわたって何が起こるか分からない、どういう後遺症があるか分からない、そういったことを分かっ

ていてこのままずっとこの接種を押し進めていく、こういうことだと。

そら、そうですね。治験もずーっと、そんな普通だったら5年も7年もかかるのを、特例承認で今進めておる。このワクチン、本当に進めていいのか。特に5歳から11歳の児童にまたワクチンを打つような話があります。来月からですか。

大阪府泉大津市の南出賢一市長は、このワクチンは危ないからちょっと考えてくださいと言っております。だから接種券は配らない、そう公言をされていました。

このワクチンの対応は各市町の自治体の対応になってくるということなんですけれども、ワクチン接種券が家に送られてきた、無料ですよ、無料。そうすると、先ほど言わせてもらったように、ずーっと新型コロナウイルス感染症の怖い情報、ワイドショーとか見ておる年配の方々、そういうおじいちゃんおばあちゃんは自分の孫がかわいいから、今すぐに接種しに行け、打ちに行けと言うに決まっていると思うんですね。私は、ちょっと本当にそれでいいのかなと思います。

そこで、5歳から11歳のワクチン接種について、効果が薄く、副作用のリスクが大きいので進めるべきではないと考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之）　ここ最近の三重県の感染者の状況を見てみますと、10歳代以下が大体3割ちょっとという感じです。やっぱり感染する人は、若い人が結構多いんですね。その子どもたちが家で感染したりすることもあるでしょうし、学校で感染することもある、幼稚園、保育園で感染することもあると思いますが、また家で家族にうつしてしまうということもどうもあるようでありまして、お亡くなりになっているのは高齢者の方と、こういう状況であります。

5歳から11歳のワクチンについては、議員が御指摘のように、他県では、県が大規模接種会場を設けてやっているところもありますけれども、三重県

ではまず自治体のほうで対応していただいて、それも、例えば子どもの行きつけのクリニックみたいなところがあるのであれば、そこで相談しながらやっていただくこともできますので、そういう対応を取っておるところでございませう。

今後、自治体から要請があれば、他県のような形での接種会場というのも考えていかないかんとすることを現段階では考えております。

ワクチン承認に係る報告書というのがありまして、これによりますと、5歳から11歳の発症予防効果は90.7%と報告がされているところでありまして、また、ワクチンの安全性については、発熱などの症状が数日以内に現れるということですが、軽度または中等度、ほとんどが軽度、中等度だということので、安全性に重大な懸念は認められないというのが、このワクチン承認に係る報告書であります。

小児については、日本でも接種を進めていくということになりましたが、安全性について、こういうところに注意してくださいねということを厚生労働省が出ております。そういったことを、県としても啓発していきたいと思っております。

やはり子どもが自分で決めることはできませんので、保護者が決めるということですので、十分な情報をお渡しするというのは、我々に課せられた使命と考えているところでございませう。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

先ほど知事が、5歳から11歳のワクチンのデータと言われました。日本ではまだ打っていませんよね。ということは、このデータはどこから出されたのか、お聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） このデータにつきましては、ファイザー社が国へ報告を出してありまして、そのワクチン承認に係る報告書の中のデータと聞いております。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

これは、多分、アメリカのデータというのは、今、v - s a f e というところのデータだと思うんですが、このデータを出されたのは第29回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で出された資料だと思うんですね。私も、これ、資料を見ました。

見まして、確かに12歳以上のほうが副反応が多いと出ているんですけども、これを精査した方がおられて、確かに数としては12歳以上のほうが副反応が多いんですけども、その中身ですね、その中身。5歳から11歳は、副反応があったときには学校に行けなくなった、そして治療が必要になった、これは5歳から11歳のほうが多いんですね。実際、そういうふうな数字が出ています。知事はどう思われますか。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 小児に限らずですけども、ワクチンについては症状が出ることもあると考えています。それについて、ワクチンを接種するかどうか、それぞれで御判断いただくということになっておりまして、私どもも成人もそうですけど、ワクチンを強制するということはしていないところでございますので、御判断いただきながら、その効果と、それから副反応と、比較考慮してどうするかということをお決めになるということになると思います。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） 私は先ほども言わせてもらいましたが、この5歳から11歳の子どもたちにワクチンを打つのはいかがかなと思っておりますので、いま一度お考えいただきたいと思います。

ですので、先ほどちょっと抜けました、まん延防止等重点措置についてお聞きします。まん延防止等重点措置・緊急事態宣言等の効果についてお聞かせください。

〔野呂幸利防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（野呂幸利） まん延防止等重点措置等の効果について、御質問いただきました。

まん延防止等重点措置につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法において都道府県への適用を国が決定し、県民や事業者の皆様へ協力要請を決定することが定められているところでございます。

効果についてでございますが、三重県においては、第5波のときに、いわゆる三重県新型コロナウイルス緊急警戒宣言、まん延防止等重点措置を発出した際に、例えば、駅前等における人流が2週間後には約3割まで減少するなど、新規感染者もそうなるとピークアウトする、徐々に減少していく。

第6波においては、発出後2週間において、発出時の4割まで人流が減少し、感染経路においても、飲食店由来と推定されるものが、その時点14%であったものが発出後には10%になって、感染拡大の主な要因ではなくなった、このような効果がございます。

また、全国的な効果ということでありましたら、2月17日に岸田総理大臣が記者会見でおっしゃってみえますけれども、適用以降の飲食店でのクラスターが減少する、山際大臣も同様の国会答弁をされているところでございます。

例えば近隣県の状況でございますけど、近隣県においては、いわゆる大阪、京都、愛知などの大都市でまん延防止等重点措置がかかっておりますけれども、10万人当たりの新規感染者は非常に多い、例えば大阪では一番多い、京都では全国7番目、愛知では9番目と非常に多い状況にあります。

また、まん延防止等重点措置が適用されていない奈良県においては全国で3位、約506人、滋賀県においては6番目で約468人と、都市圏と同様に高い数字になっております。病床使用率についても、同様の傾向が見られます。

一方、まん延防止等重点措置が適用されている岐阜県、20番目で261人、和歌山県では27番目230人、三重県では26番目232人となっております。

まん延防止等重点措置などの厳しい措置については、県民や事業者の皆様さんに非常に行動の制限をお願いするものでありますので、必要最小限のもの

とすべきと考えております。

今後、感染状況や医療体系の負荷をしっかりと見極めて、社会経済活動の回復に努めた取組も含めて、適切に対応を実施していきたいと思っております。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

私は、まん延防止等重点措置とか緊急事態宣言、分かっておるんですけども、どうしても感染者の数が増えて、そのまますと一んと減っていく、この曲線はやってもやらなくても一緒のような感じがどうしてもしてしまうんですね。それが遅いか早いかなと思うのですが、その曲線が極端に変わったという例があるのでしょうか。

○副議長（稲垣昭義） 答弁は簡潔に願います。

〔野呂幸利防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（野呂幸利） すみません、手元にそのようなデータを持っておりませんが、先ほども申しましたとおり、第5波においての人流の抑制において、それを契機にして感染者数が減ってくるというデータであるとか、先ほど申しました、奈良県と滋賀県の状況を見ながら、我々としては効果があると考えております。

以上です。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

これ以上言ってもあれなんですけれども、私が今回一番言いたいのは、やはりワクチンです。ワクチン。子どもに、5歳から11歳の子どもにワクチンを打たせることが本当にいいのかどうか。国は、最初、努力義務という言葉をつけていました。5歳から11歳のワクチンは努力義務です。しかし、国は厚生労働省はこの言葉を外しました。努力義務という言葉がなくしたんです。なぜか、危ないからじゃないんですか。危ないから。

私は、自分の孫に決してワクチンを打たせません。自分の子どもにも打たせません。そういう子どもをお持ちの方、いま一度、いろんな情報を得てか

ら考えてください。この一言を言わせていただいて、私の一般質問を終結させていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（稲垣昭義） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○副議長（稲垣昭義） 予算決算常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。
午後 3 時 20 分休憩

午後 4 時 10 分開議

開 議

○議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 報 告

○議長（青木謙順） この際、報告いたします。

去る 2 月 24 日、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第 4 号及び議案第 56 号について、審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
4	令和 3 年度三重県一般会計補正予算（第 1 8 号）
5 6	令和 3 年度三重県一般会計補正予算（第 1 9 号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和4年2月28日

三重県議会議長 青木 謙順 様

予算決算常任委員長 石田 成生

委員 長 報 告

○議長（青木謙順） 日程第2、議案第4号及び議案第56号を一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。石田成生予算決算常任委員長。

〔石田成生予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（石田成生） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案のうち、2月28日までに審査を終えるよう期限を付されました議案第4号令和3年度三重県一般会計補正予算（第18号）ほか1件につきましては、去る2月24日、該当の分科会で詳細な審査を行った後、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（青木謙順） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（青木謙順） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇・拍手〕

○21番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。お疲れのところ、少し時間をいただきたいと思います。

議案第4号令和3年度三重県一般会計補正予算に、賛成の立場で討論いた

します。

補正額は約148億円です。新型コロナウイルス感染症防止や観光需要喚起、事業継続の支援のための増額費用が多くを占めています。県立学校職業学科の実習室や実習船の整備のための増額や、児童養護施設職員等の処遇改善に係る給料値上げ補助なども含まれております。それぞれに必要性を認めます。

加えて、リニア中央新幹線を活用した三重県の将来像を導き出す分析や、リニア中央新幹線効果最大化に向けた駅候補地の評価などのための調査経費を2000万円増額し、2930万円となっています。

今回の2000万円は、亀山市から提案されてきた3候補地を改めて三重県にとってどうなのかということですが、委員会審査において、将来像としてこれから直面するであろう課題、人口減少、少子・高齢化、環境面、アフターコロナにおける暮らし方、生き方を改めて調査研究する、また、名古屋以東の先行事例も検証する、様々な課題を意識していないわけではなく、横に置いておくわけではなく、三重県にとって利するものであるか、これまでのものでは足りないところもあるので調査したいということでした。

リニア中央新幹線関係経費についてはこれまで反対してきましたが、調査研究、大いに研究していただきたい。利用者数などの採算性、防災、防犯、消費電力、地下を行くなら陥没事故、掘削土砂、汚染土砂、水枯れの問題など、これまで述べてもきました。

加えて、上を行くなら森林破壊、送電線、変電所などの、美し国、景観を大切にす三重の景観破壊にもつながる。内側は電磁波ブロックだが、外側はシールドすると重くなるので、電磁波は出しっ放しなどということをおかれております。これらの不安をどう解決できるのか。

人口8万人のある駅誘致自治体では400億円、1人当たりになると50万円の市政財産の投入計画で、その一方、二つの病院をなくし、図書館建設計画を中止するという事態も起こっているということです。

また、別の自治体では、並行在来線の廃線問題も出てきている現状、先行事例の調査はとても重要です。

リニア中央新幹線が通ることによって地価が上がるばかりではなく、下がることもあり得ます。乗降客見込みの数の信憑性、時間短縮とされていますが、構造上、駆け込み乗車もできず、乗り継ぎ時間等を考えると極端な時間短縮にはならないなど、具体的な計画に進んでいくと絵に描いたようにはならないとも言われています。

残土の持って行き場も決めないまま工事に入ったり、工事を始めてから明らかになってきたこともあるようで、分かっていながらそのけそのけで押し通す、そのようなことがないように、しっかりと調査することは必要です。

RDF発電は三重県の最大の失政と言われ、未完の技術を問題ありとの声を聞きながら導入に走ったことが問題の一つでした。問題、課題を先送りや、覆い隠したままで突入していくということは、無謀、この上ありません。

亀山市の3か所のいずれかに駅設置をするということは、駅だけの問題ではありません。知見を集め、県民の疑問や不安を払拭できるかどうかです。

6月に一般質問でリニア中央新幹線を取り上げました。ある高齢の女性から、疑問に思っていることを取り上げてもらってよかった。でも、知事が大丈夫っておっしゃっているんだから大丈夫なのよと笑ってみえました。責任重大です。

先日来、知事は、安心・安全、県民を守る、県民のために必要な施策をきちんと説明していく。大変化の時代、10年でビジョンも変わるなど発言をされています。60年前に取りかかったリニア中央新幹線でよいのか、懸念されるリスクにどう対応するのかとも言われますが、そうではなく対応できるのかということがネックです。

リニア中央新幹線を走らせることが豊かで誇りあることにつながるのか、県民にきちんと知らせる、説明することができる調査であることを期待して、賛成討論いたします。（拍手）

○議長（青木謙順） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（青木謙順） これより採決に入ります。

議案第4号及び議案第56号を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（青木謙順） お諮りいたします。明3月1日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、明3月1日は休会とすることに決定いたしました。

3月2日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（青木謙順） 本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。
午後4時19分散会